令和７年度「沖縄県建設業 Safe-Work運動」総括会議を開催しました

『安全・健康は 建設現場の原点』

～沖縄県建設業 Safe-Work運動スローガン～

沖縄県建設業 Safe-Work運動主唱者である沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部と協賛者である23者の建設業団体は令和７年５月15日（木）に、令和７年度「沖縄県建設業 Safe-Work運動」総括会議を開催しました。会議では、「墜落・転落災害防止対策の徹底」、「熱中症予防対策の徹底」等の実施事項の確認を行い、意思統一を図りました。また、令和７年度版リーフレットにおいて、建設現場で業務に従事する警備業務従事者等に対する安全対策、熱中症対策等の確認、指導の徹底について、追加することを確認しました。

沖縄県建設業「Safe-Work」運動実施要綱

１　趣　旨

県内の建設業は、年間死傷者数が 500 人を超えていた昭和の時代から減少し、平成 15 年には過去最少の 129 人まで減少をみせた。しかし、平成 15 年以降は増減を繰り返しながら、長期的には増加傾向となっている。

沖縄経済が新型コロナ感染症による影響から回復を目指し、人材不足、物価高騰等の課題を抱える中、自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発といった様々な取り組みが大切となる。労働行政、建設行政が共に指導・助言を行うことは、建設業界のさらなる取り組みに拍車をかけ、万全な安全管理体制の構築、ひいては建設業界の発展につながる。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は、関係者の協賛・賛同のもと、「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

２　主唱者

厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

３　協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県鳶土工業会
全建総連沖縄県建設ユニオン、沖縄基礎工業協同組合
一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部、一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部、沖縄県左官業組合連合会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会、沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、一般社団法人沖縄県舗装業協会
西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所

４　期間

令和５年６月２６日～令和９年度末

５　スローガン

『安全・健康は　建設現場の原点』

６　実施事項

主唱者・協賛者・事業者は期間中、次の事項を実施する。協賛者、事業者は専門工事等の内容を踏まえ、個別の災害防止上の重点対策を決定する。重篤災害につながりやすい墜落・転落災害の防止は「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の共通の重点対策とする。また、死亡災害に多く起因している建設機械災害対策を徹底するとともに、熱中症予防対策、高年齢労働者対策、外国人労働者・個人事業者等への対策、化学物質対策（石綿／粉じん／化学物質等）、健康確保対策（長時間・過重労働、メンタルヘルス）を推進する。

（１）主唱者の実施事項

① 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の運営に関する重要事項の決定を行う。
② 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の周知・広報を行う。
③ 主唱者合同で安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙを行う。
④ 安全大会、安全講習会を開催する。
⑤ 安全作業のキャッチフレーズである「Safe-Work」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。
⑥ 運動のための用品（Safe-Work ｽﾃｯｶｰ等）を作成・配付する。
⑦ 安全活動の改善を推進し、各種表彰制度等への推薦・応募を呼び掛けるとともに、結果についてあらゆる機会を通じ、世間一般に周知する。
⑧ 協賛者、事業場が行う安全活動を指導・助言する。

（２）協賛者の実施事項

① 災害防止上の重点対策を決定し、公表する。
② 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を会員へ周知する。
③ 会員を対象に安全大会、安全講習会を開催する。
④ 「Safe-Work 」のロゴや、Safe-Work ｽﾃｯｶｰの活用を会員へ周知する。
⑤ 墜落・転落災害防止対策の徹底の周知のほか、熱中症予防対策の徹底、また規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の普及について会員へ周知する。
⑥ 安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙを行う。
⑦ 会員が行う安全活動を指導・助言する。
⑧ 会員に対して安全衛生に係る各種表彰制度等への応募を呼び掛ける。

（３）事業者の実施事項

① 代表者による災害防止上の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化する。
② 建築現場等への「Safe-Work」の掲示や、Safe-Work ｽﾃｯｶｰを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図る。
③ 元請事業者は統括管理を徹底する。
④ 墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策を徹底する。

⑤ 規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。
⑥ 工夫した安全活動を行うとともに各種表彰制度等への応募を行う。
⑦ 新規入場者教育を行う。
⑧ 安全大会、安全講習会を開催する。
⑨ 同じ場所で働く個人事業主等に対する保護措置の実施。

7　運営協議会

（１） 主唱者で構成する運営協議会を設ける。

（２） 運営協議会の事務局は厚生労働省沖縄労働局労働基準部健康安全課に置く。

8　総括会議（ステップ２～５会議）

（１）主唱者及び協賛者で総括会議を開催する。

（２）総括会議は主唱者が実施する。

9　その他

この要綱に定めるもののほか、運動の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

本要綱は平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

令和元年５月 28 日改定

令和４年５月 27 日改定

令和５年６月 26 日改定

沖縄県建設業 Safe-Work 運動

会社名

わが社は、ゼロ災を達成するため、Safe-Work 運動などの

取組を強化しています。

令和　　年　　月　　日

会　社　名

代表者署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

沖縄県建設業 Safe-Work 運動

厚生労働省沖縄労働局・内閣府沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部

建設業労働災害防止協会沖縄県支部

1 趣 旨（抄）

沖縄経済が新型コロナ感染症による影響から回復を目指し、人材不足、物価高騰等の課題を抱える中、自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発といった様々な取り組みが大切となる。

労働行政、建設行政が共に指導・助言を行うことは、建設業界のさらなる取り組みに拍車をかけ、万全な安全管理体制の構築、ひいては建設業界の発展につながる。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は関係者の協賛・賛同のもと、新たに「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

2 スローガン

安全・健康は　建設現場の原点

3 取組期間

令和５年６月２６日～令和９年度末

4 主唱者

厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

5 協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県鳶土工業会、全建総連沖縄県建設ユニオン
沖縄基礎工業協同組合、一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会、一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部
沖縄県左官業組合連合会、一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄県管工事業協同組合連合会、沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、一般社団法人沖縄県舗装業協会
西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所

６　主な実施事項

① 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の周知・広報を行う。
② 安全パトロールを行う。
③ 安全作業のキャッチフレーズである「Safe-Work」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。
④ 安全大会、安全講習会を開催する。
⑤ 安全活動の好事例に対し、各種表彰制度等への推薦・応募の呼びかけを行い、結果を周知する。
⑥ 事業場が行う安全活動を支援・助言する。

事業者・作業者の皆様へ

① 代表者による災害防止の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化しましょう。
② 建設現場等への「Safe-Work」の掲示や、Safe-Work ステッカーを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図りましょう。
③ 元請け業者は、統括管理を徹底しましょう。
④ 墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策を徹底しましょう。
⑤ 規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底しましょう。
⑥ 新規入場者教育を行いましょう。
⑦ 工夫した安全活動を行い、各種表彰制度等へ応募しましょう。
⑧ 同じ場所で働く個人事業主等に対し、保護措置を実施しましょう。
⑨ 建設現場で業務に従事する警備業務従事者等に対する安全対策、熱中症対策等の確認、指導を徹底しましょう。

災害防止重点事項

１　墜落・転落災害防止対策の徹底（共通）

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の推進を図り適正な足場の設置、スレート屋根、作業床の設置が困難箇所での災害防止対策、脚立、はしご等の適正な使用方法を指導する。また、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。

２　建設機械対策の徹底（共通）

・クレーン転倒災害防止　・特定自主検査他法定点検の実施　・立入禁止区域の設定、誘導者等の配置

３　熱中症予防対策の徹底（元請）

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」により熱中症予防対策に取り組み、WBGT 値の測定及び WBGT 値に応じた予防対策の実施を徹底する。

４　新規入場者教育の徹底（元請）

作業員の不安全行動を防止するため安全教育を徹底する。

ステップアップ標語

「墜落制止用器具　フック掛けヨシ！　規格ヨシ！」

令和７年度版

令和7年度沖縄県建設業Safe-Work運動実施計画

		令和8年												
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
主唱者	下部機関・会員事業場への周知指導	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	合同パトロール			○7月＊日（主催者建設パトロール） 建設業合同パトロール										
	セミナーの開催	○運営協議会 ○総括会議	○建災防大会 ○建設工事関係者連絡会議						○運営協議会					○運営協議会 ○総括会議
	「Safw-Work」ロゴの活用促進	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	「Safe-Work]ステッカー等の配布	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	工夫した安全衛生活動の各表彰制度への推薦・応募の呼びかけ、及び結果の周知	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
協賛者	会員事業場等への周知・指導 パトロールの実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	会議	○総括会議												○総括会議
事業者	安全宣言・安全教育 安全大会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
工事現場	「Safe-Work」の掲示 「Safe-Work」ステッカーの安全帽への添付	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※　災害防止重点対策事項

1　墜落・転落災害防止対策の徹底（共通）

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の推進を図り適正な足場の設置、スレート屋根、作業床の設置が困難箇所での災害防止対策、脚立・はしご等の適正な使用方法を指導する。また、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。

2　建設機械対策の徹底（共通）

・クレーン転倒災害防止　・特定自主検査他法定点検の実施　・立入禁止区域の設定、誘導者等の配置

3　熱中症予防対策の徹底（元請）

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」により熱中症予防対策に取り組み、WBGT値の測定及びWBGT値に応じた予防対策の実施を徹底する。

4　新規入場者教育の徹底（元請）

作業員の不安全行動を防止するための安全教育を徹底する。

資料3

厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

UCHINA
うちなー健康経営宣言

Safe work OKINAWA

沖縄県建設業 Safe-Work 運動
協賛者より活動情報提供

担当	沖縄労働局労働基準部 健康安全課 課長 梅澤 栄 副主任安全専門官 玉那覇 勝 電話：０９８ （８６８） ４４０２

（一社）沖縄県中小建設業協会において 令和６年度安全大会 が開催されました。

一般社団法人沖縄県中小建設業協会（会長　名嘉山　勝）は、全国安全週間の一環として事業場および所属労働者の労働災害防止を目的に令和6年6月13日(木)、おきなわ工芸の杜(豊見城市)にて令和6年度安全大会を開催いたしました。

冒頭、労働災害により亡くなられた方々への黙とう、続いて、会長挨拶、安全委員会委員長挨拶、行政より災害発生状況や建設業の安全衛生対策、一人親方等に対する安全対策等に係る説明、安全週間に係るスローガンについて参加者全員における指差呼称などが行われました。

関係者の安全衛生に係るご尽力に感謝いたします。引き続きご安全にお願いいたします。

名嘉山　勝　会長　より挨拶

労働災害により亡くなられた方々への黙とう

安全週間スローガンを参加者により指差呼称

令和 6年 業種別署別労働災害発生状況(12月末累計)
(新型コロナウィルス感染症を除く)

沖縄労働局

業種 ＼ 年・暑別・局計等	令和6年(12月末累計) (令和7年3月集計)						令和5年(12月末累計) (令和6年3月集計)						局計対令和5年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	77	75	20	(1) 12	6	(1) 190	96	(1) 70	12	3	2	(1) 183	7	3.8
食料品製造業	39	41	13	(1) 9	3	(1) 105	54	33	10	2	1	(0) 100	5	5.0
鉱業	1					(0) 1						(0) 0	1	-
建設業	84	(1) 77	(2) 16	(1) 17	3	(4) 197	89	(4) 81	17	7	13	(4) 207	▽ 10	▽ 4.8
土木工事業	8	15	3	1	2	(0) 29	14	(1) 16	4	2	5	(1) 41	▽ 12	▽ 29.3
建築工事業	58	(1) 53	(2) 9	(1) 13		(4) 133	57	(2) 61	8	4	3	(2) 133	0	0.0
交通運輸事業	26	1	1		2	(0) 30	25	6	1			(0) 32	▽ 2	▽ 6.3
陸上貨物運送事業	65	20	1	2		(0) 88	57	13	2	(1) 3	4	(1) 79	9	11.4
港湾荷役業	5				1	(0) 6	3		1	1	1	(0) 6	0	0.0
林業					1	(0) 1	1		1	2		(0) 4	▽ 3	▽ 75.0
農業、畜産・水産業	7	9	(1) 7	2	1	(1) 26	11	3	3		4	(0) 21	5	23.8
第三次産業(運輸を除く)	487	(1) 305	(1) 65	44	50	(2) 951	454	294	62	48	46	(0) 904	47	5.2
商業	165	72	13	8	8	(0) 266	148	80	9	8	9	(0) 254	12	4.7
小売業	111	59	10	5	4	(0) 189	88	63	8	6	5	(0) 170	19	11.2
接客娯楽業	58	49	24	18	17	(0) 166	56	57	15	10	19	(0) 157	9	5.7
旅館・ホテル	19	19	14	12	10	(0) 74	20	21	8	5	9	(0) 63	11	17.5
飲食店	31	22	7	2	5	(0) 67	26	26	3	2	3	(0) 60	7	11.7
保健衛生業	134	70	12	7	9	(0) 232	117	79	19	12	7	(0) 234	▽ 2	▽ 0.9
社会福祉施設	109	56	12	5	9	(0) 191	83	61	16	11	7	(0) 178	13	7.3
ビルメンテナンス業	31	29	2	7	5	(0) 74	38	10	2	10	6	(0) 66	8	12.1
その他の業種	99	(1) 85	(1) 14	4	11	(2) 213	95	68	17	8	5	(0) 193	20	10.4
全産業	(0) 752	(2) 487	(4) 110	(2) 77	(0) 64	(8) 1,490	(0) 736	(5) 467	(0) 99	(1) 64	(0) 70	(6) 1,436	54	3.8

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側( )は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメン除く)、官公署、その他の事業を示す。

資料5

令和6年死亡災害発生状況（12月末現在）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数（規模別）	発 生 状 況
1	宮古	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50～99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1～9	RC造4階建てビルの外壁改修工事における躯体周囲の単管足場の組み立て作業中、頭部から出血し地面上にうつ伏せで倒れている被災者が発見され、その後死亡したもの。
3	宮古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10～29	高さ12．8mの外部足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したもの。
4	名護	交通事故（道路）	トラック	警備業	6月下旬	40歳台	50～99	ダンプトラックが港湾施設から道路へ出ようとしていたところ、付近にいた者がダンプトラックに接近したので、これを制止しようとした警備員がダンプトラックに轢かれたもの。
5	沖縄	感電	送配電線等	その他の建築工事業	7月上旬	30歳台	1～9	足場の組立作業中、足場外部にメッシュシートの取り付けを行っていた際、被災者の上方にあった送配電線に被災者が接触し、感電したもの。
6	名護	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	その他の建築工事業	7月中旬	60歳台以上	1～9	工事現場で、被災者が資材の片づけを行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送後に死亡したもの。
7	沖縄	交通事故（道路）	トラック	警備業	10月中旬	50歳台	50～99	RC造6階建のアパート新築工事現場の公道上において、交通誘導を行っていた被災者が、コンクリートミキサー車の正面でしゃがみこんでいたところ、発進したコンクリートミキサー車に轢かれたもの。
8	名護	墜落・転落	乗用車、バス、バイク	畜産業	11月中旬	60歳台以上	1～9	事業場敷地内で登坂中の軽トラック車が坂の下に転落して横転し、心肺停止の運転者が搬送後に死亡したもの。

※死亡災害報告（速報）によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。

令和 7年 業種別署別労働災害発生状況（3月末累計）
（新型コロナウィルス感染症を除く）

沖縄労働局

業種＼年・暑別・局計等	令和7年(3月末累計)						令和6年(3月末累計)						局計対令和6年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	14	15	2	2	3	(0) 36	18	18	5	(1) 4		(1) 45	▽ 9	▽ 20.0
食料品製造業	13	9	1	2	2	(0) 27	8	12	4	(1) 4		(1) 28	▽ 1	▽ 3.6
鉱業						(0) 0						(0) 0	0	-
建設業	7	10	5	1		(0) 23	13	12	(1) 5	(1) 6	1	(2) 37	▽ 14	▽ 37.8
土木工事業	1	2	1			(0) 4	1	3				(0) 4	0	0.0
建築工事業	5	5	1			(0) 11	11	7	(1) 3	(1) 6		(2) 27	▽ 16	▽ 59.3
交通運輸事業	1	1				(0) 2	3					(0) 3	▽ 1	▽ 33.3
陸上貨物運送事業	(1) 12	2	1			(1) 15	10	4				(0) 14	1	7.1
港湾荷役業	1					(0) 1						(0) 0	1	-
林業				1		(0) 1						(0) 0	1	-
農業、畜産・水産業	2	1	1	1		(0) 5		2				(0) 2	3	150.0
第三次産業（運輸を除く）	67	50	8	5	6	(0) 136	63	43	2	4	8	(0) 120	16	13.3
商業	24	10	1	1	1	(0) 37	16	10	1		1	(0) 28	9	32.1
小売業	16	8	1	1	1	(0) 27	8	10	1		1	(0) 20	7	35.0
接客娯楽業	5	17	3	1	3	(0) 29	7	9		2	1	(0) 19	10	52.6
旅館・ホテル	3	4	2	1	3	(0) 13	1	2		2		(0) 5	8	160.0
飲食店	1	9	1			(0) 11	4	7				(0) 11	0	0.0
保健衛生業	19	5	1	2	1	(0) 28	16	7	1		2	(0) 26	2	7.7
社会福祉施設	13	4	1	1	1	(0) 20	12	6	1		2	(0) 21	▽ 1	▽ 4.8
ビルメンテナンス業	6	4	2	1		(0) 13	7	3		2	1	(0) 13	0	0.0
その他の業種	13	14	1		1	(0) 29	17	14			3	(0) 34	▽ 5	▽ 14.7
全産業	(1) 104	(0) 79	(0) 17	(0) 10	(0) 9	(1) 219	(0) 107	(0) 79	(1) 12	(2) 14	(0) 9	(3) 221	▽ 2	▽ 0.9

（注）1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側( )は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメン除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和7年死亡災害発生状況（3月末現在）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数（規模別）	発　生　状　況
1	那覇	墜落・転落	フォークリフト	一般貨物自動車運送業	3月上旬	50歳台	300～	オーダーピッキングトラックフォークリフトのパレットの上で荷を扱っていたところ、高さ1m58cmから墜落した

※死亡災害報告（速報）によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。

沖労基発０４０４第３号
令 和 ７ 年 ４ 月 ４ 日

関係団体等の長　殿

沖縄労働局労働基準部長
（　公　印　省　略　）

令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における県内の令和６年労働災害発生状況（令和７年３月速報）を見ると、死亡者数は４人で、前年同期と同数となっています。また、死傷者数は 197 人と前年同期より 10 人減少しているものの、重篤な災害につながりやすい「墜落・転落」による死傷者数の割合は約３割と最も多くなっています。

厚生労働省及び沖縄労働局では、従前より、労働安全衛生法令に基づく措置の徹底、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（建設職人基本法）に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に定める各種施策を実施することにより、建設業における安全衛生活動の促進等を図ってきたところですが、労働災害の着実な減少に向け、更なる対策の推進が求められています。

このような中、令和７（2023）年４月から令和 10（2028）年３月までの５年間を計画期間とする第 14 次労働災害防止計画（令和５年３月８日厚生労働省策定、令和５年３月 27 日公示）が策定されたところ、その３年度目である令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について別添のとおり定めましたので、別添を傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

別添

令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

１　労働者の安全確保のための対策

（１）墜落・転落災害防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則（令和５年厚生労働省令第 22 号。以下「改正安衛則（足場関係）」という。）の全面施行、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成 15 年４月１日付け基発第 0401012 号、令和５年 12 月 26 日最終改正）の策定等を踏まえ次の対策を推進する。

ア　足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡者数の約２割が足場に関連したものとなっている。こうした災害を防止するため、幅が１メートル以上の箇所における本足場の使用の徹底、足場の点検時の点検者の指名の徹底等、改正安衛則（足場関係）に基づく措置の一層の徹底を図る。また、あらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知を図り、その普及・定着を促進する。

また、特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、墜落・転落災害が多発していることから、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（令和６年３月）の周知とその定着に取り組む。

【事業者が行うこと】

改正安衛則（足場関係）に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

さらに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成 24 年２月９日付け基安発 0209 第２号、令和５年３月 14 日最終改正）に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施すること。

イ　はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死傷者数のうち、はしご・脚立から

の墜落・転落は約３割と最も多くなっている。このため、木造家屋等低層住宅建築工事においては、新たにはしご・脚立等の安全な使用を盛り込んだ「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」の周知と定着に取り組む。また、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和３年３月 17 日付け基安安発 0317 第２号）に基づく周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

木造家屋等低層住宅建築工事においては、上記マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

ウ　墜落制止用器具の適切な使用

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡災害を見ると、墜落制止用器具を装着していたものの、フックを使用していないケースが多く認められていることから、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成 30 年６月 22 日付け基発 0622 第２号）の周知徹底を図り、墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。また、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。

【事業者が行うこと】

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講じること。また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

（２）令和６年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

令和６年能登半島地震の復旧・復興工事における労働災害を防止するため、「令和６年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」（令和６年１月４日付け基安安発 0104 第１号等）に基づき、土砂崩壊防止対策、墜落・転落災害防止対策、がれき処理作業における安全確保や石綿粉じん等のばく露防止対策等を徹底する。また、安全衛生パトロール等を実施し、地山の崩壊等のおそれがある作業や、墜落のおそれがある箇所での作業、粉じんにばく露するおそれがある作業、車両系建設機械を用いた作業等における安全衛生対策について指導等を

行う。

全国で地震、豪雨、台風等による大規模な自然災害が発生していることから、建災防に対し、安全衛生専門家による復旧・復興工事の巡回指導等を行う経費を補助し、自然災害からの復旧・復興工事の進捗状況や、現場の実態に即して、関係機関と連携した労働災害防止対策を講じる。

【事業者が行うこと】

自然災害に係る復旧・復興工事では、多数の建設業者により短期間で集中的な工事が行われること、建物の崩壊や地盤の緩み等、作業場所の状態が平常時と異なること等から、災害発生のリスクが高い状況にあることを十分に認識し、土砂崩壊防止措置や墜落転落災害防止措置等、労働安全衛生法令や関係のガイドライン等に基づく措置を徹底すること。

また、復旧・復興工事では、被災県以外の建設業者が工事を行い建設業者間の情報共有が十分でない場合があること、災害ボランティア等の建設業者以外の者が作業範囲に立ち入る可能性もあること等から、隣接する工事現場での建設業者間の情報の共有（災害防止連絡連絡協議会等）に努めるとともに、建設機械との接触防止措置の徹底等、必要な措置を講じること。

（３）高年齢労働者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月 16 日付け基安発 0316 第１号）（以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）の周知を図る。

【事業者が行うこと】

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。

（４）外国人労働者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表しているため、その教材等を周知するなど、効果的な安全衛生教育の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、これらの教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

また、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等によ

り確認し、記入すること。

（５）一人親方等の安全衛生対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努めるとともに、令和７年度委託事業により、建設業の一人親方等に対する安全衛生教育に係る支援として全国で研修会を開催するとともに、建設現場において、一人親方等に対して技術指導を行う。

また、事業者から作業等の一部を請け負った請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対して、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和５年４月１日より施行されている（安衛法第 20 条、第 21 条に基づく措置を義務付ける改正省令については令和７年４月１日施行予定）ため、引き続き、指導、周知・啓発を図る。

【事業者等が行うこと】

建設業に従事する一人親方等については、上記研修会等に積極的に参加すること。

改正内容について、事業者の理解を進めるとともに、同改正で保護対象となる一人親方等に適切に周知すること。

（６）転倒災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

転倒災害防止対策の推進について（令和５年５月 19 日付け基安発 0519 第４号）に基づき、転倒災害防止対策の周知指導を行う。

【事業者が行うこと】

リーフレット（https://www.mhlw.go.jp/content/001101746.pdf）等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

（７）交通労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年５月 28 日付け基発 0528 第２号、平成 30 年６月１日最終改正）について、周知及び指導を図る。

【事業者が行うこと】

上記ガイドラインに基づく措置を適切に講ずること。

とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。

（８）車両系建設機械等による労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

車両系建設機械を起因物とする労働災害による死亡災害が令和６年に37件発生している（※）。災害の概要を見ると、機体に轢かれるもの、機体と物体との間に挟まれるもの、機体とともに転倒するもの等であることから、労働安全衛生規則に基づく各種措置の徹底を指導する。

【事業者が行うこと】

労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、車両系建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

（※）令和７年１月速報時点。

（９）安全な建設機械の普及

【厚生労働省が行うこと】

建設機械による災害を防止するためには、近年の技術の進展に伴い開発されている事故防止技術の活用の促進が重要であることから、安全な建設機械の導入を積極的に勧奨する。特に、中小建設事業者等に対しては、「高度安全機械等導入支援補助金」の活用等を積極的に周知する。

【事業者が行うこと】

「車両系建設機械構造規格」に適合した建設機械を使用するとともに、上記補助金の活用を積極的に検討すること。

（10）荷役作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

最大積載量２トン以上の貨物自動者に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターの操作の業務につく者に対する特別教育の実施などを内容とする改正労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第33号。以下「改正安衛則（貨物自動者関係）」という。）に基づく措置の徹底を図る。また、荷主等の立場となる事業者（以下「荷主等」という。）に対し「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年３月25日付け基発0325第１号、令和５年３月28日最終改正）の周知を図る。

【事業者等が行うこと】

改正安衛則（貨物自動者関係）に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。また、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和３年１月18日付け基安安発0118第２号）に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。

（11）交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設工事の現場等において、交通誘導等に従事する警備業等の労働者が死傷する労働災害が発生していることを踏まえ、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル（警備業編)」（令和元年）を周知する。

【事業者が行うこと】

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、同マニュアルを活用すること。

(12) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

山岳トンネル工事において引き続き肌落ち災害が発生していることから、改正した「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第１号、令和６年３月 26 日最終改正）の周知を図るとともに、同ガイドラインに基づき、鏡吹付けの原則実施等の措置の徹底を図る。

【事業者等が行うこと】

山岳トンネル工事の発注者においては、同ガイドラインに基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。また、施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講じること。

また、現場内は狭あいな箇所で重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講じること、

(13) 伐木等作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業に係る労働安全衛生規則や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月７日付け基発第 1207 第３号、令和２年１月 31 日最終改正）の周知徹底を図る。

【事業者が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。

(14) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

【厚生労働省が行うこと】

建設業における労働災害の被災者の約９割は、店社で規模が 30 人未満のものに所属していることを踏まえ、建設業労働災害防止協会が実施す

る中小の建設会社（以下「専門工事業者等」という。）における集団指導、現場パトロール等の安全衛生活動を支援するための事業に対して補助を行う。

【事業者が行うこと】

専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

（15）建設工事関係者連絡会議の運営等

【厚生労働省が行うこと】

「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成 26 年４月 11 日付け基安発 0411 第１号）により、建設工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者が協議し、必要な取組を行う。

（16）建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

【厚生労働省が行うこと】

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）に基づく基本計画（令和５年６月に変更）について周知する。また、都道府県計画を策定・変更する都道府県及び策定された計画に基づき対策を実行する都道府県に対して他の都道府県の好事例等を紹介するなど取組を支援するとともに、「建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について」（令和５年１月 31 日付け基安安発 0131 第２号）に基づき都道府県に対して必要な配慮を行う。併せて、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

２　労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

（１）メンタルヘルス対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が 49.6％（令和５年）と低調であることから、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

【事業者が行うこと】

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果（建災防実施）もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講ずること。なお、事業主団体等や労災保険の特別加入団体については、当該団体が、傘下の中小企業や労災保険の特別加入者（一人親方等）等に対して、ストレスチェックやストレスチェック後の職場環境

改善支援等の産業保健サービスを提供する費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。また、独立行政法人労働者健康安全機構が運営する、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる産業保健支援サービスを無料で活用できること。

（２）熱中症対策

【厚生労働省が行うこと】

熱中症による死亡災害等の重篤化を防ぐために、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に義務付ける省令改正を行い、本年６月１日に施行する予定としており、リーフレット等を作成し、広く周知する。更に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（ＪＩＳ）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や使用者・労働者等向けの教育資料や講習動画を掲載しているポータルサイトを運営するほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。また、「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」（５月から９月まで、準備期間：４月、重点取組期間：７月）を実施する。

【事業者等が行うこと】

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。また、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を実施すること。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。なお、前述の「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。

（３）じん肺予防対策

【厚生労働省が行うこと】

令和５年度から令和９年度を期間とする「第 10 次粉じん障害防止総合対策」に基づき、①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、

④離職後の健康管理等を推進する。

ずい道等建設工事を対象として、粉じん作業に従事する労働者のじん肺健康診断等の情報を管理するために建災防が運用している「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」について、建災防と労働基準監督署が連携の上、未登録事業場に対する登録依頼を実施する。

【事業者が行うこと】

粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。

当該防止総合対策に基づく措置を適切に講ずること。また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

（４）騒音障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においては、ずい道工事や土木工事に従事していた労働者などに騒音性難聴の発生がみられることから、令和５年４月に改訂した「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和５年４月 20 日付け基発 0420 第２号）について、リーフレットやパンフレットを活用し、周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

事業者は、ガイドラインに基づき屋内作業場に限らず、騒音障害防止対策の管理者の選任、騒音レベルの把握とその結果に応じた騒音ばく露防止対策、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。また、元方事業者においては、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。なお、前述の「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。

（５）化学物質による健康障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、使用前にラベル・SDS を確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図る。

塗膜の剥離や掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無、剥離工法等により工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無、剥離工法等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによ

る神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

【事業者が行うこと】

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDS を確認させ、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じ活用すること。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者の養成に留意すること。

塗膜剥離作業においては、塗膜には鉛、六価クロム、PCB 等の有害物が含まれうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策（剥離剤等作業で使用する保護具の着用も含む。）を講ずること。また、研磨材の吹き付け（ブラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講ずること。

作業者に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

（６）石綿健康障害予防対策

【厚生労働省が行うこと】

石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、遵法意識の確保のための予告なしの立入りを行う。

建築物の解体・改修作業の発注者への対応について、建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の実施、事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合に、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮するなどの発注者による必要な措置が講じられるよう厚生労働省が作成した周知リーフレットを用いて必要な周知啓発を図る。

また、令和８年１月１日以降着工の工事から工作物の事前調査を実施するには必要な知識を有する者（以下「有資格者」という。）に行わせることが義務付けられることから周知徹底を図る。

【事業者が行うこと】

石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底する。また、令和５年 10 月１日以降着工の工事において建築物等の事前調査を実施するには有資格者に行わせることが義務付けられていることから、有資格者による事前調査を確実に行うこと。

さらに、令和８年１月１日以降着工の工事から工作物の事前調査を実施するには有資格者に行わせることが義務付けられることから工作物事前調査者講習の受講を計画的に行うこと。

３　その他の安全衛生に係る対策

（１）労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

【厚生労働省が行うこと】

建設業労働災害防止協会と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。【事業者が行うこと】

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。

（２）建設業における安全衛生教育の推進

【厚生労働省が行うこと】

技術の進展や就業形態の多様化等が見られる中、職場の安全衛生水準を向上させるためには、適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが重要である。建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、法令等に基づく能力向上教育をはじめ、建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（平成 29 年２月 20 日付け基発 0220 第３号）に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね５年ごとに及び機械設備等に大幅な変更のあった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

また、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号）に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

このほか、「安全衛生教育及び研修の推進について」（平成 31 年３月 28 日付け基発 0328 第 28 号）に基づく教育、その他の建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の受講等に努めること。

（参考）

令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る関連通達等

（全般）

・第 14 次労働災害防止計画（令和５年３月８日厚生労働省策定、令和５年３月 27 日公示）
・建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成 19 年３月 22 日付け基発 0322002 号）
・元方事業者による建設現場安全管理指針について（平成７年４月 21 日付け基発第 267 号の２）

１　労働者の安全確保のための対策

（１）墜落・転落災害防止対策

ア　足場等からの墜落・転落防止対策

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成 27 年３月 31 付け基発 0331 第９号）
・足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年３月 14 日付け基発 0314 第２号）
・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱について（平成 24 年２月９日付け基安発 0209 第２号、令和５年３月 14 日最終改正）
・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成 15 年４月１日付け基発第 0401012 号、令和５年 12 月 26 日最終改正）
・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和６年３月 29 日付け基安安発第 0329 第２号）

イ　はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和６年３月 29 日付け基安安発第 0329 第２号）
・リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和３年３月 17 日付け基安安発 0317 第２号）

ウ　墜落制止用器具の適切な使用

・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 30 年６月 22 日付け基発 0622 第２号）
・規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について（令和４年２月 25 日付け基安安発 0225 第１号）
・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和５年２月 24 日付け

基安安発 0224 第３号）
・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和６年４月５日付け基安安発 0405 第２号）

（２）令和６年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その４）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成 23 年８月 31 日付け基安安発 0831 第４号、基安労発 0831 第２号、基安化発 0831 第２号）
・平成 28 年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成 28 年４月 21 日付け基安安発 0421 第１号、基安労発 0421 第２号）
・平成 28 年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成 28 年６月１日付け基安安発 0601 第１号）
・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成 28 年７月 25 日付け基安安 0725 第２号、基安労 0725 第２号、基安化 0725 第２号）
・木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について（平成８年 11 月 11 日付け基発第 660 号の２）
・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年６月 29 日付け基安安発 0629 第２号）（再掲）
・土止め先行工法に関するガイドラインの策定について（平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号）
・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について（平成 23 年 10 月 21 日付け基安発 1021 第２号）
・令和６年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（令和６年１月４日付け基安安発 0104 第１号、基安労発 0104 第２号、基安化発 0104 第１号）
・石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）（令和６年１月 23 日付け基安化発 0123 第２号、環水大管発第 2401238 号）

（３）高年齢労働者等の労働災害防止対策
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和２年３月 16 日付け基安発 0316 第１号）

（４）外国人労働者の労働災害防止対策
・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年８月３日付け厚生労働省告示第 276 号）
・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（労働者死傷病報告

様式改正関係）（平成 31 年１月８日付け基発 0108 第４号）
・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平成 31 年３月 28 日付け基発 0328 第 28 号）
・外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について（令和２年３月 31 日付け基発 0330 第 43 号）

（５）一人親方等の安全衛生対策
・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和４年４月 15 日付基発 0415 第１号）
・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和６年４月 30 日付基発 0430 第４号）

（６）転倒災害防止対策
・転倒災害防止対策の推進について（令和５年５月 19 日付け基安発 0519 第４号）

（７）交通労働災害防止対策
・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 25 年５月 28 日付け基発 0528 第２号、平成 30 年６月１日最終改正）
・交通労働災害防止対策の推進について（平成 27 年３月 13 日付け基安発 0313 第１号）
・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成 27 年８月６日付け基安安発 0806 第１号）

（８）車両系建設機械等による労働災害防止対策
・現時点では、特になし。

（９）安全な建設機械の普及
・現時点では、特になし。

（10）荷役作業における労働災害防止対策
・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年３月 25 日付け基発 0325 第１号、令和５年３月 28 日最終改正）
・荷役作業場所のチェックリスト（平成 27 年８月 27 日付け基発 0827 第８号別添）
・「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和３年１月 18 日付け基安安発 0118７第２号）
・「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」（令和５年３月 28 日付け基発 0328 第５号）

（11）交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
・現時点では、特になし。

（12）山岳トンネル工事における労働災害防止対策
・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第１号、令和６年３月 26 日最終改正）

（13）伐木等作業における労働災害防止対策
・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（伐木作業等の安全対策関係）（平成 31 年２月 14 日付け基発 0214 第９号）
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第３号、令和２年１月 31 日最終改正）
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について（令和２年１月 31 日付け基安安発 0131 第１号）

（14）専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
・現時点では、特になし。

（15）建設工事関係者連絡会議の運営等
・建設工事関係者連絡会議の設置について（平成 26 年４月 11 日付け基安発 0411 第１号）
・元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について（平成 27 年６月 15 日付け基安発 0615 第１号）

（16）建設職人基本法・基本計画に基づく取組等
・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について（平成 29 年３月 16 日付け基発 0316 第３号）
・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成 29 年６月９日付け基発 0609 第７号）
・建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について（令和５年１月 31 日付け基安安発 0131 第２号）
・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について（令和５年６月 13 日基発 0613 第３号）

２　労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策
（１）メンタルヘルス対策
・建災防調査　「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」（平成 30 年４月）

（２）熱中症対策

・令和７年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について（令和７年２月 28 日付け基安発 0228 第１号）

・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号）

（３）じん肺予防対策

・第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について（令和５年３月 30 日付け基発 0330 第３号、令和６年３月６日最終改正）

・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の２、令和２年７月 20 日付け基発 0720 第２号改正）

（４）騒音障害防止対策

・騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和５年４月 20 日付け基発 0420 第２号）

（５）化学物質による健康障害防止対策

・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年９月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号）

・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成 26 年５月 30 日付け基安労発 0530 第１号、基安化発 0530 第１号／基安労発 0530 第３号、基安化発 0530 第３号）

・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 10 年６月１日付け基発第 329 号の１）

・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成 28 年 12 月６日付け基安化発 1206 第１号）

・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成９年３月 25 日付け基発第 197 号）

・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成 26 年１月 10 日付け基発 0110 第１号）

・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成 26 年１月 10 日付け基安化発 0110 第１号）

・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和２年８月 17 日付け基安化発 0817 第１号）

・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和４年２月 24 日付け基発 0224 第１号）

・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号）

・「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について（令和５年４月 27 日付け基発 0427 第３号）
・防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について（令和５年５月 25 日付け基発 0525 第３号）
・皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和５年７月４日付け基発 0704 第１号）

（６）石綿健康障害予防対策
・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和２年７月１日付け基発 0701 第 11 号）
・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和２年８月４日付け基発 0804 第８号）
・石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について（令和２年９月１日付け基発 0901 第 10 号）
・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について（令和２年 10 月６日付け基発 1006 第２号）
・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について（令和２年 10 月 20 日付け基発 1020 第４号）
・石綿障害予防規則の解説について（令和２年 10 月 28 日付け基発 1028 第１号）
・石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について（令和４年５月９日付け基発 0509 第４号）
・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年１月 12 日付け基発 0112 第２号）
・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年８月 29 日付け基発 0829 第１号）
・「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について（令和６年１月 31 日付け基発 0131 第１号）

３　その他の安全衛生対策
（１）労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号、令和元年７月１日最終改正）
・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成 18 年３月 17 日付け基発第 0317007 号、令和元年７月１日付け基発 0701 第３号改正）

（２）建設業における安全衛生教育の推進

・安全衛生教育及び研修の推進について（平成３年１月 21 日付け基発第 39 号）
・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について（平成 12 年３月 28 日付け基発第 179 号、平成 31 年３月 28 日最終改正）
・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成 15 年３月 25 日付け基安発第 0325001 号）
・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成 29 年２月 20 日付け基発 0220 第３号）

厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

UCHINA
うちなー健康経営宣言

Safe work OKINAWA

Press Release

沖 縄 労 働 局 発 表 令和７年４月 30 日(水)

担当	沖縄労働局労働基準部 健康安全課 課長 矢吹 陽子 地方労働衛生専門官 久場 健滋 電話:098（868）4402

職場での熱中症対策を徹底しましょう！

～５月１日から「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施期間が始まります～

沖縄労働局（局長　柴田　栄二郎）は、**令和７年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」**のキャンペーン期間を前に、関係団体に対し熱中症対策の周知等の依頼をしました。

１　熱中症による労働災害の発生状況等

(1)　令和６年の発生状況（令和７年４月７日確定値）

休業４日以上の死傷者は、前年（13 人）より３人多い 16 人であり、うち死亡者は１人でした。(別添１)

内訳をみると、業種では建設業が最多の５人（うち１人死亡）と、全体の 31.3%を占めており、次いで警備業が３人と全体の 18.8%を占めています。(別添２、別添３（表）)

(2)　県内における過去 10 年間（平成 27 年から令和６年）の熱中症による休業４日以上の労働災害の発生状況について（別添３）

① 建設業が全体の 29.4%を占めています。(図１)
② 発生時期は６～８月の３か月間で全体の８割弱を占めています。(図２)
③ 時間帯では 15 時台が 16.5%、次いで９時台以前が 13.8%、17 時台 11.9%と多く発生しています。（図３）
④ 事業場規模別では、50 人未満の事業場が全体の 65.1%を占めています。（図４）
⑤ 年齢別では、どの年代でも発生しているものの、40 歳代以降で全体の７割以上を占めています。（図５）

⑥ 休業見込期間別では、休業２週間未満が最も多いものの、死亡に至る災害も発生しています。（図６）

２　沖縄労働局の取り組み

令和７年も５月から９月までの期間で「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します。

令和７年６月１日から、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、

・熱中症が疑われる者が出た場合の連絡体制を整備し、関係者に周知すること
・熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容とその実施に関する手順を作成すること及びその内容、手順を関係者へ周知させること

を事業者に義務付ける改正労働安全衛生規則が施行されます。

沖縄労働局では、上記改正内容に加え、「暑さ指数（WBGT）※の把握の準備」などに取り組んでいただくため、関係団体等を通じてキャンペーンの周知を呼びかけるとともに、各事業場における熱中症対策の徹底を指導します。

※ 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

＜主な予防対策＞(別添４参照)

① 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
② 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
③ 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、関係者に周知させること

＜添付資料＞

別添１　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移（平成 27（2015）年～令和６（2024）年、休業４日以上）
別添２　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害事例（令和６年、休業４日以上）
別添３　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 27（2015）年～令和６（2024）年総計、休業４日以上）
別添４「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（リーフレット）
別添５　令和７年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱
別添６「職場における熱中症対策の強化について」（リーフレット）
別添７「職場における熱中症対策の強化について」（パンフレット）
別添８　関係団体あて文書『令和７年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施及び職場における熱中症対策の強化について』

（参考：関連情報）

・厚生労働省「令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します
https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_20250228.html
・ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移（平成27（2015）年～令和6（2024）年）

※令和6（2024）年は令和7（2025）年4月7日時点確定値

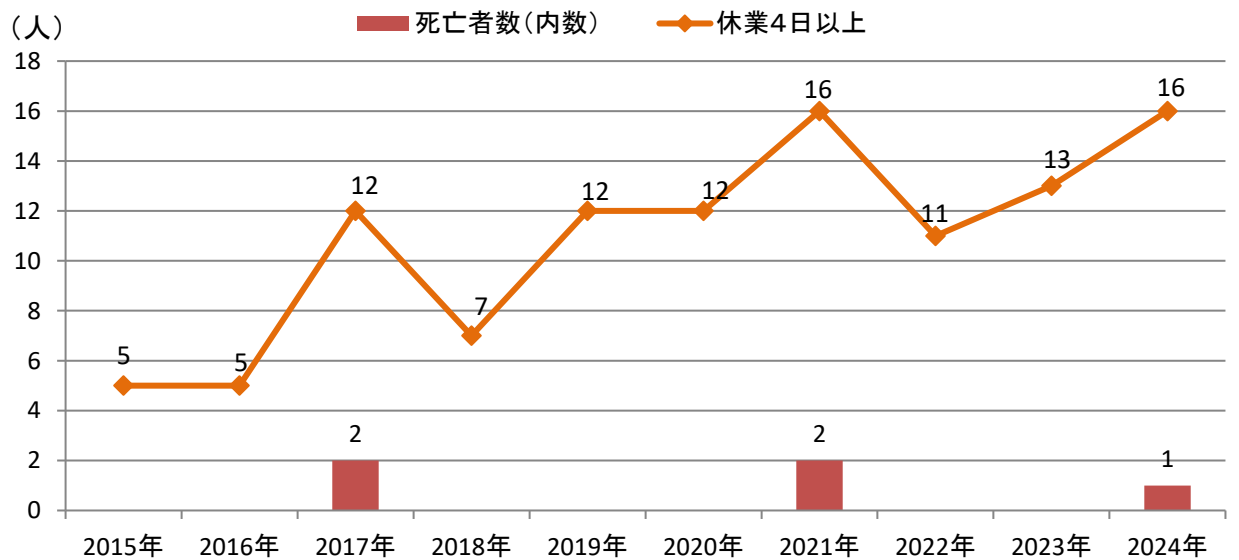

出典 ： 労働者死傷病報告

別添2

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害事例（令和6年、休業4日以上）

（令和6年4月7日時点確定値）

番号	所轄署	災害発生日	業種	年齢	性別	休業見込期間	災害発生状況	屋内・屋外
1	沖縄（中部）	5月中旬	建設業	10代	男	5日	室内でドアの汚れ落とし作業に従事し、帰宅後に、頭痛発熱あり。翌日受診したところ、熱中症の疑いとの診断を受けた。	屋内
2	名護（北部）	5月中旬	警備業	70代	男	1週間	交通誘導中に意識を失い、倒れた。朝食をとっておらず、水分、塩分補給も十分ではなかった。	屋外
3	那覇（南部）	5月下旬	運輸交通業	20代	男	4日	配達中に気分が悪くなり、めまいと頭痛を生じたため、車内で仮眠を取った。被災者から事務所に配達終了の連絡がなかったため、他の者が被災者の配達先を捜索したところ、被災者が車内でぐったりしているところを発見。すぐに救急車を手配。	屋外
4	那覇（南部）	6月中旬	運輸交通業	20代	女	7日	業務中、エアコンの不具合により室温が上昇した。熱中症のような症状が発生し、翌日以降、頭痛、倦怠感が生じた。	屋内
5	沖縄（中部）	6月下旬	製造業	70代	男	1ヶ月	工場内にて作業中、熱中症によりふらついて転倒、製品に顔を打った。	屋内
6	名護（北部）	6月下旬	警備業	60代	男	2ヶ月	現場での作業中に具合が悪くなり、帰社途中に意識をなくした。	屋外
7	那覇（南部）	7月上旬	接客娯楽業	30代	男	3ヶ月	猛暑の中での交通誘導中に背中から倒れた。他のスタッフが日陰に移動させ休ませたが、痙攣し嘔吐した。	屋外
8	那覇（南部）	7月上旬	警備業	50代	男	4日	建設現場での交通誘導中、熱中症によるめまいで転倒、顔を打った。	屋外
9	宮古	7月上旬	建設業	50代	男	4日	連日の猛暑の中、現場管理中に手足が痙攣したため、水分と休憩を取りながら様子を見ていたが、熱中症の症状が疑われたため、病院を受診、点滴等の処置を受けた。	屋外
10	那覇（南部）	7月中旬	商業	40代	男	17日	管理物件での除草作業を終えた帰宅後に体調不良となった。翌日、出勤し、屋外作業に従事していたが、体調が悪くなり早退。熱中症により入院。	屋外
11	名護（北部）	7月中旬	建設業	70代	男	死亡	型枠の解体作業に従事していたところ、意識を失って倒れた。病院に運ばれたが、死亡した。診断は熱中症であった。当日は晴れていた。	屋外
12	那覇（南部）	7月中旬	製造業	40代	男	7日	朝から体調不良であったが、洗車作業に従事していたところ、気分が悪くなり歩行困難となったため、救急搬送。	屋外
13	那覇（南部）	7月下旬	清掃・と畜業	60代	男	1週間	午前中に屋外清掃等を行った。午後になり、被災者からめまい等の症状の申し出があり、その後意識が混濁したため、救急搬送。熱中症と診断された。	屋外
14	沖縄（中部）	8月下旬	建設業	40代	男	20日	現場作業終了後、帰宅途中に足がつったため、病院を受診、熱中症と診断された。	屋外
15	那覇（南部）	9月上旬	保健衛生業	40代	女	8日	炎天下の公園にて、施設利用者とともにウォーキングを40分ほど実施。体調不良を生じたため早退。帰宅後発熱し、翌日も微熱があったため病院を受診。	屋外
16	那覇（南部）	9月上旬	建設業	50代	男	30日	炎天下、日影がない状況での建設物撤去作業中に、手足の痺れが発生した。	屋外

出典 ： 労働者死傷病報告

別添３

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 27（2015）年～令和６（2024）年総計、休業４日以上）

※令和６（2024）年は令和７（2025）年４月７日時点確定値

表　職場における熱中症による死傷者　業種別発生状況（2015～2024 年）

（人）

主な業種	建設業	運輸交通業	接客娯楽業	製造業	商業	清掃・と畜業	警備業	ほか	計
2015 年	0	0	1	1	1	0	0	2	5
2016 年	1	1	0	0	0	1	0	2	5
2017 年	6(1)	1	1	0	1	0	1(1)	2	12(2)
2018 年	3	0	1	0	1	0	0	2	7
2019 年	2	0	3	1	1	1	1	3	12
2020 年	3	4	0	1	3	0	0	1	12
2021 年	9(2)	1	1	1	0	1	1	2	16(2)
2022 年	0	2	1	5	0	1	0	2	11
2023 年	3	1	0	0	4	1	1	3	13
2024 年	5(1)	2	1	2	1	1	3	1	16(1)
総計	32(4)	12	9	11	12	6	7(1)	20	109(5)

※　（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

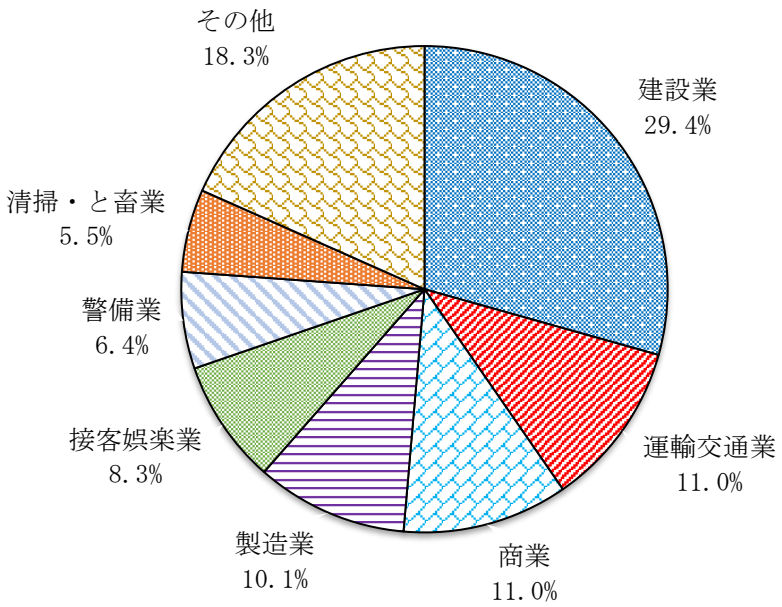

図１　職場における熱中症による死傷者　業種別発生状況　構成比（2015～2024 年）

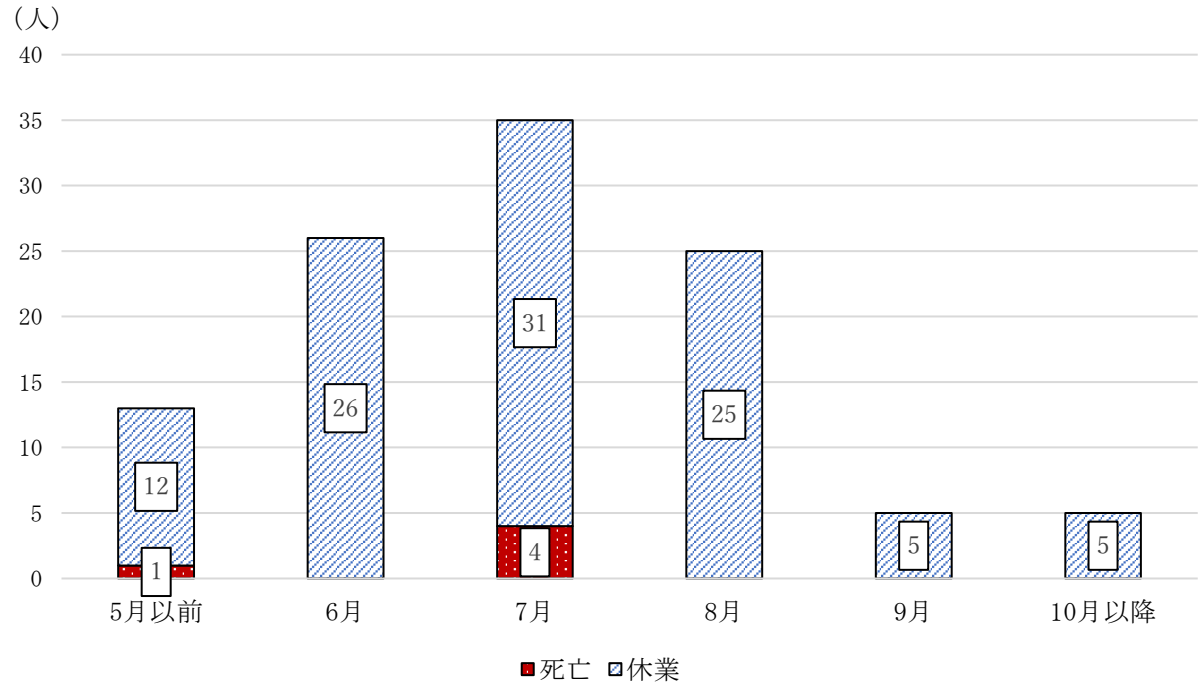

図２　職場における熱中症による死傷者　月別発生状況　（2015～2024 年）

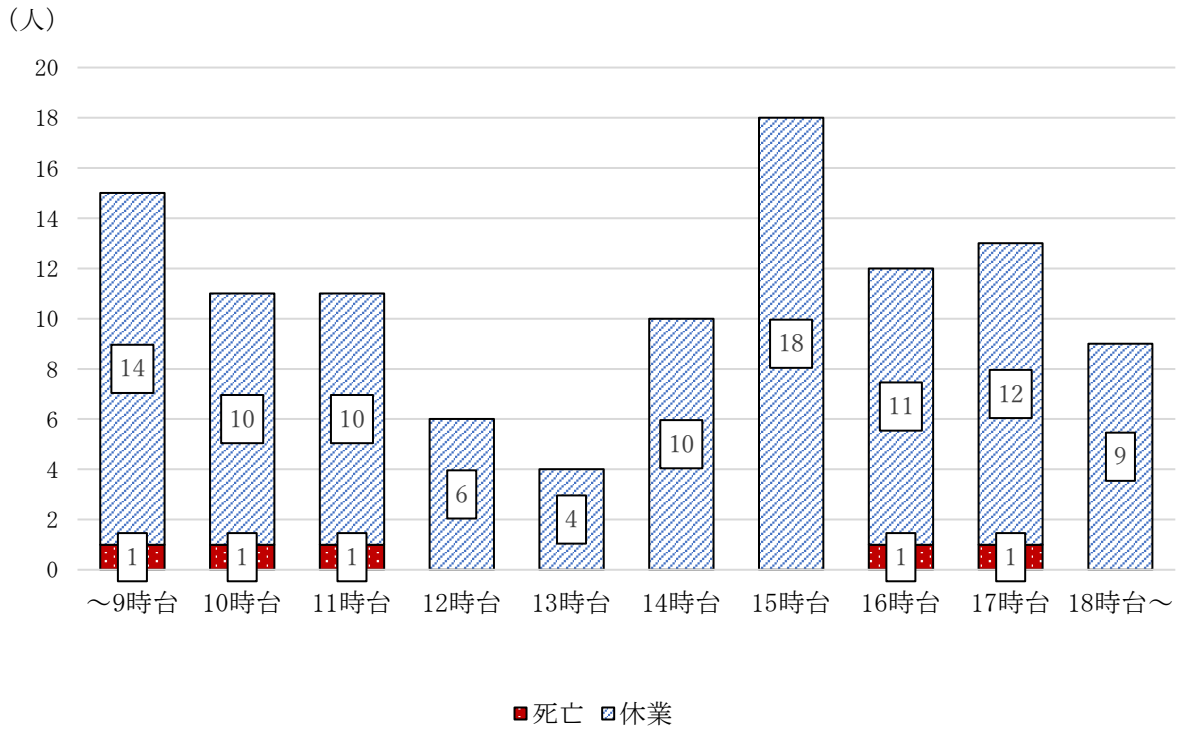

図３　職場における熱中症による死傷者　時間帯別発生状況（2015～2024 年）

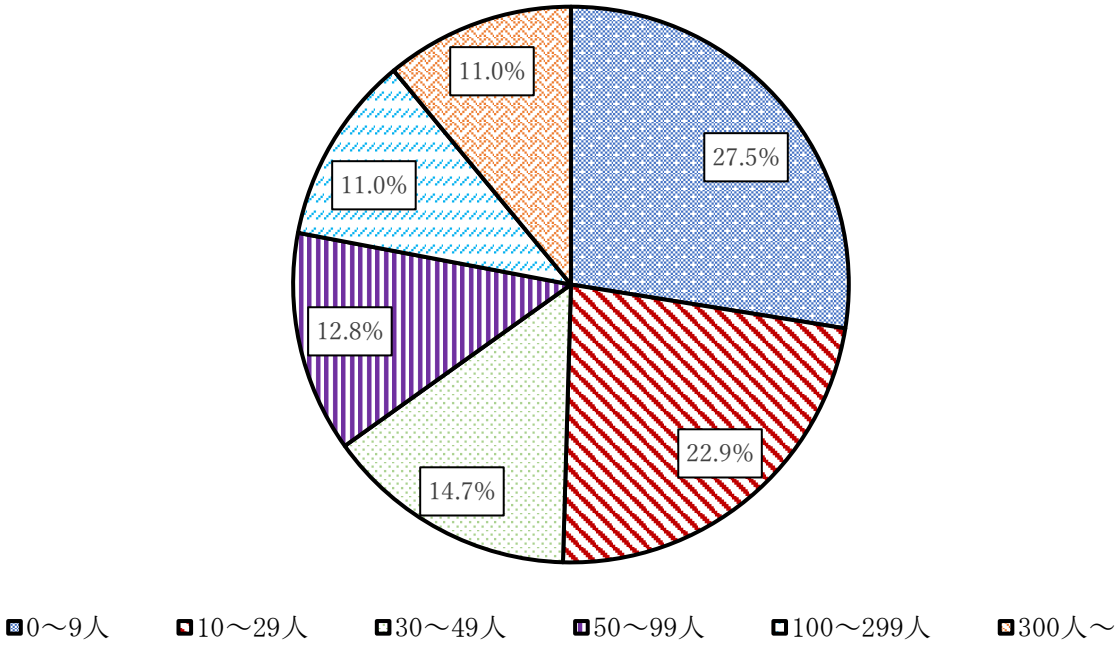

図４　職場における熱中症による死傷者　事業場規模別発生状況　（2015～2024 年）

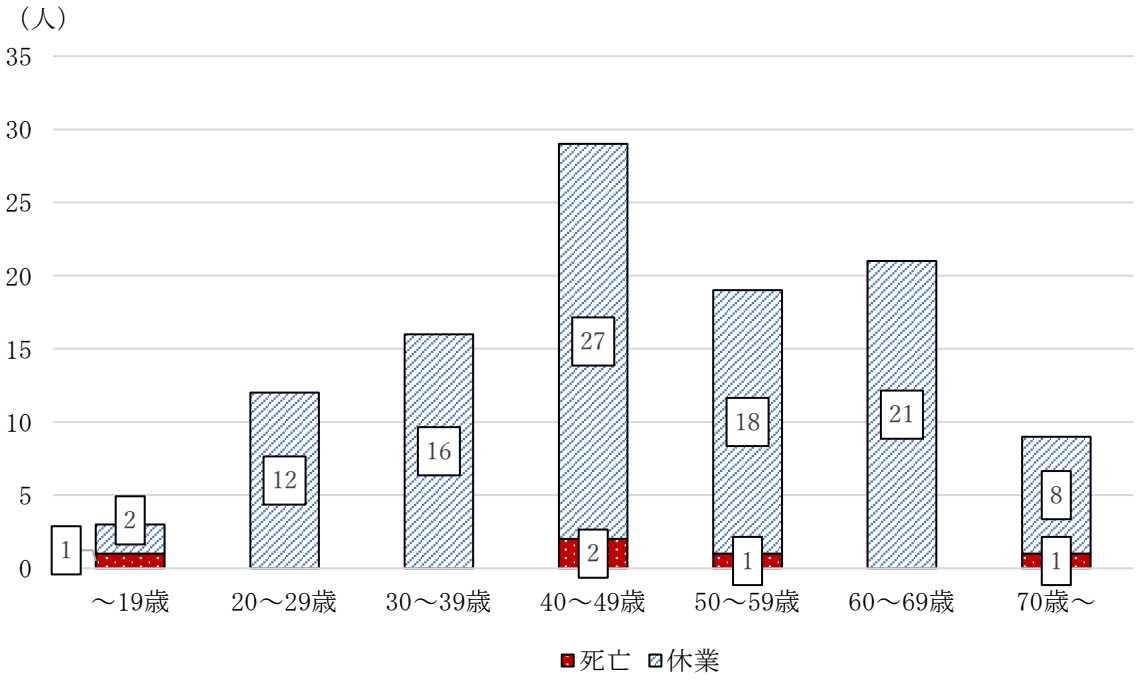

図５　職場における熱中症による死傷者　年齢別発生状況　（2015～2024 年）

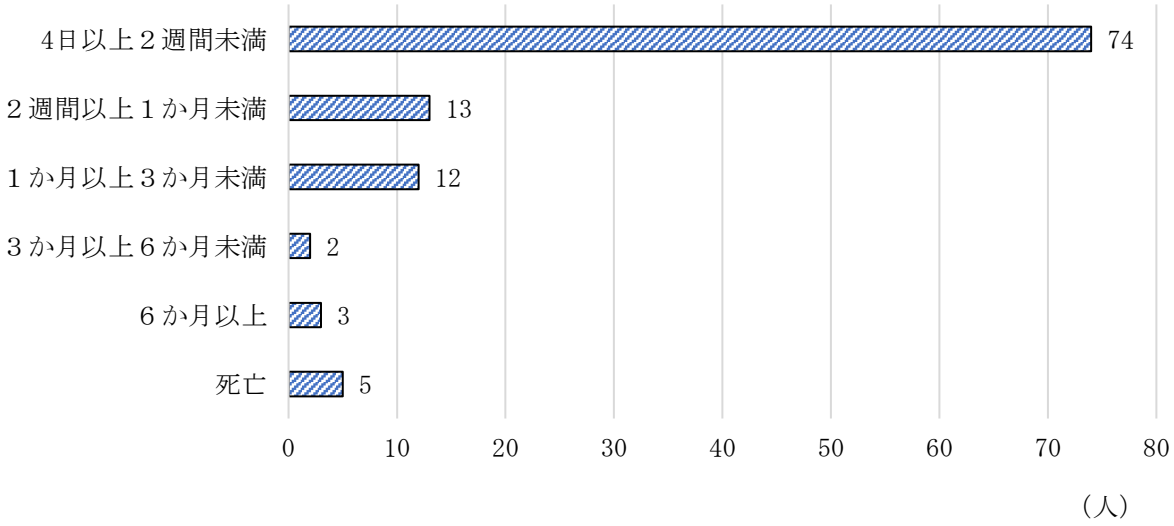

図６　職場における熱中症による死傷者　休業見込期間別発生状況　（2015～2024 年）

別添４

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が４日以上
仕事を休んでいます。

◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 ４月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

☐ 作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

☐ 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

☐ 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

☐ 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

☐ 教育研修の実施

管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning

☐ 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

（R７.２）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
  準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
  準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
  準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
  作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
  作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
  水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
  熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
  ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
  次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
  当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の労働者の健康状態の確認**
  巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
  あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
  ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
  ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

別添5

令和７年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱

令和７年２月 28 日制定

１　趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間 30 人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年１年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業４日以上の死傷者 1,195 人、うち死亡者は 30 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 216 件、製造業 227 件となっており、全体の約４割がこれら２つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

２　期間

令和７年５月１日から９月 30 日までとする。

なお、令和７年４月を準備期間とし、令和７年７月を重点取組期間とする。

３　主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4　協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5　後援（予定）
関係省庁

6　主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7　主唱者の実施事項
（1）厚生労働省の実施事項
ア　熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
イ　熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
ウ　各種団体等への協力要請及び連携の促進
エ　都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
（2）各労働災害防止協会等の実施事項
ア　会員事業場等への周知啓発
イ　事業場の熱中症予防対策への指導援助
ウ　熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
エ　熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8　協賛者の実施事項
（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たしたWBGT指数計の普及促進
（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9　各事業場における重点実施事項
期間中に「10　各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
（1）準備期間中
暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10の（1）のア）
作業計画の策定等（10の（1）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10 の（１）のク）

（２）キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10 の（２）のア及びイ）

作業環境管理（10 の（２）のウ）

作業管理（10 の（２）のエ）

健康管理（10 の（２）のオ）

異常時の措置（10 の（２）のキ）

（３）重点取組期間中

作業環境管理（10 の（３）のア）

作業管理（10 の（３）のイ）

異常時の措置（10 の（３）のオ）

10　各事業場における詳細な実施事項

（１）準備期間中に実施すべき事項

ア　暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ　作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表１）を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ　設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに

留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ　休憩場所の確保の検討

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ　服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮する。

カ　教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる７つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ　労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク　緊急時の対応の事前確認等

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア　暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合したWBGT指数計による随時把握を基本とする。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト　https://www.wbgt.env.go.jp/

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ　暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表２により衣類の補正をしたもの）は、別紙表１のWBGT基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もる。WBGT基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

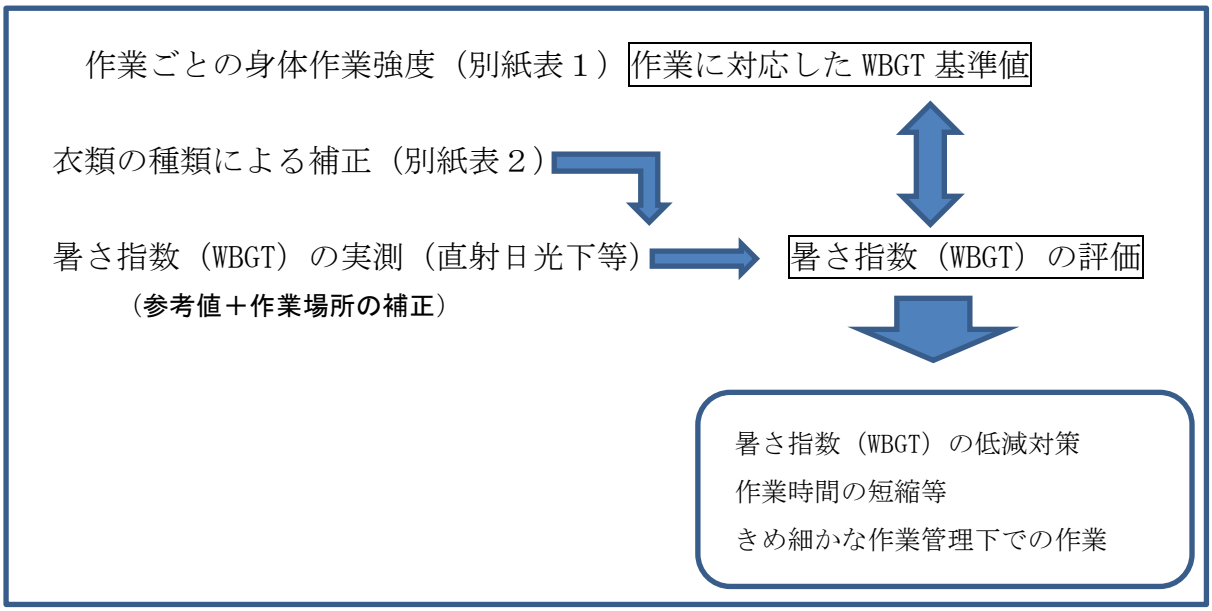

図　暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ　作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ　作業管理

（ア）作業時間の短縮等

（１）のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数（WBGT）が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

①　単独作業を控え、（１）のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。

②　管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

（イ）暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、７日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると４日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する（※）。

暑熱順化ができていない場合には、特に（２）のエの（ア）に留意の上、作業を行う。

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど

調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら７日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、４日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に７日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GW などを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

（ウ）水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業者へ周知する。

（エ）服装等

（１）のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

（オ）プレクーリング

暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討する。

オ　健康管理

（ア）健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

（イ）日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

（ウ）労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後１週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から４日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

（エ）作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましい。

カ　労働衛生教育

（１）のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表４に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ　異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、＃7119 等を活用することも有効である。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）、水分、塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすること等により効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク　熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

（ア）作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値の有無を確認する。

（イ）ウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減対策の実施状況を確認する。

（ウ）入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプロ

グラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。

（エ）朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。

（オ）作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。

（カ）熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。

（キ）職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。

（ク）退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。

（３）重点取組期間中に実施すべき事項

ア　作業環境管理

（２）のウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ　作業管理

（ア）期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

（イ）水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ　健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ　労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ　異常時の措置

（２）のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、＃7119 等を活用することも有効である。

別紙

表１　身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値　℃	暑熱非順化者の WBGT 基準値　℃
０ 安静	安静、楽な座位	33	32
１ 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。 立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
２ 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業［くぎ(釘)打ち、盛土］；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
３ 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
４ 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注１　日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注２　暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも１週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注３（参考１）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業者において、WBGT 基準値～１℃程度超過しているときには１時間当たり 15 分以上の休憩、２℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、３℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注４　身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考１に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考２に掲げる知見を踏まえたものとすること。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(ｴ)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業者との間で２人１組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考２）

・　適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。

・　同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約 20%減少させる効果があることもわかっている。

表２　衣類の組合せにより暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値（℃-WBGT）

組合せ	コメント	暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値（℃-WBGT）
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	－	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正値に加算される。	+1

注記１　透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。

注記２　SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの３層構造からなる不織布である。

注記３　ポリオレフィンは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表３　熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	３０分
(2)	熱中症の予防方法*	・暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	１５０分
(3)	緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	１５分
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	１５分

注　対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ 15 分、75 分に短縮して行うこととして差し支えない。

表４　労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・暑さ指数（WBGT）の意味 ・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例

別紙

令和６年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況
（令和７年１月７日時点速報値）

１　職場における熱中症による死傷者数の状況（2015～2024 年）

職場での熱中症による死亡者及び休業４日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和６年（2024 年）に 1,195 人となった。うち死亡者数は 30 人となっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2015 年～2024 年）　（人）

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,195 (30)

※2024 年の件数は 2025 年１月７日時点の速報値である。

※（　）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

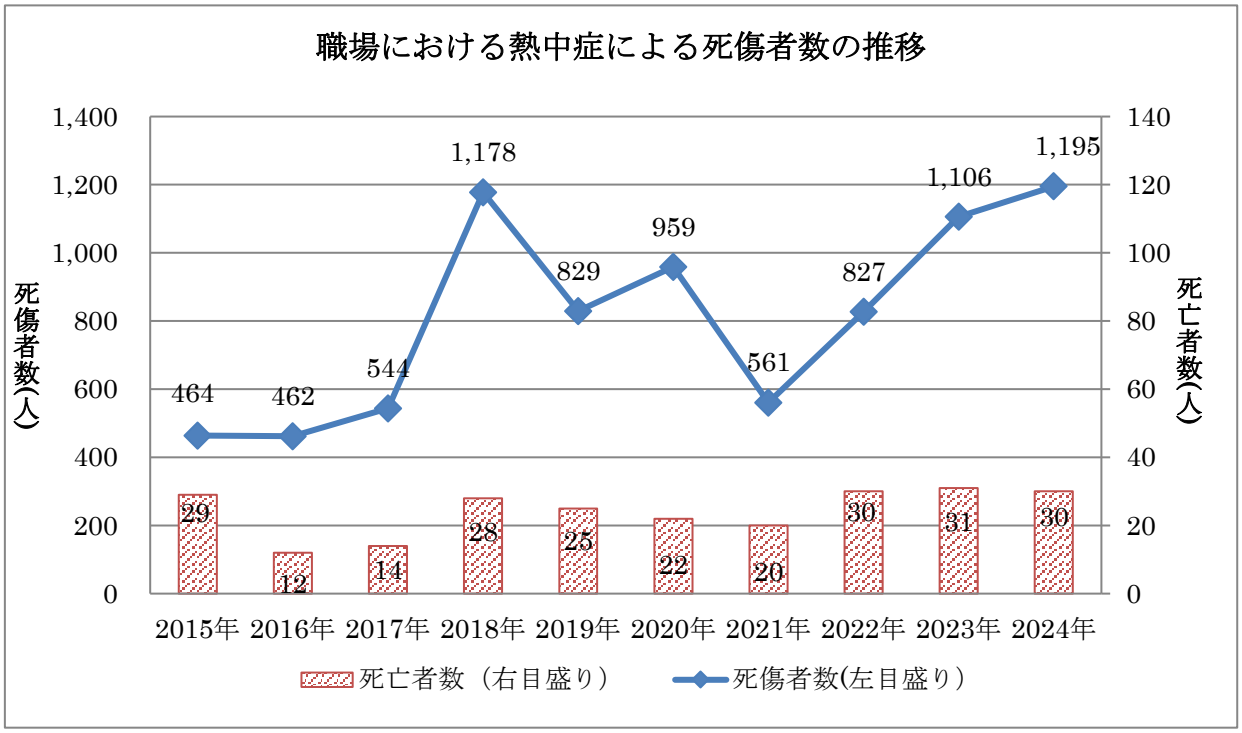

２　業種別発生状況（2020～2024 年）

2020 年以降の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、次いで製造業で多く発生していた。

2024 年の死亡災害については、建設業において８件と最も多く発生していた。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020～2024 年）　　（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
2020 年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
2021 年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022 年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (6)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	116 (1)	827 (30)
2023 年	209 (12)	231 (4)	146 (1)	114 (6)	125 (3)	61 (0)	27 (4)	9 (0)	184 (1)	1,106 (31)
2024 年	216 (8)	227 (6)	186 (6)	136 (2)	113 (2)	72 (2)	29 (1)	10 (0)	206 (3)	1,195 (30)
計	949 (52)	889 (20)	659 (9)	491 (16)	461 (12)	283 (8)	105 (10)	39 (0)	772 (6)	4,648 (133)

※　2024 年の件数は 2025 年１月７日時点の速報値である。

※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

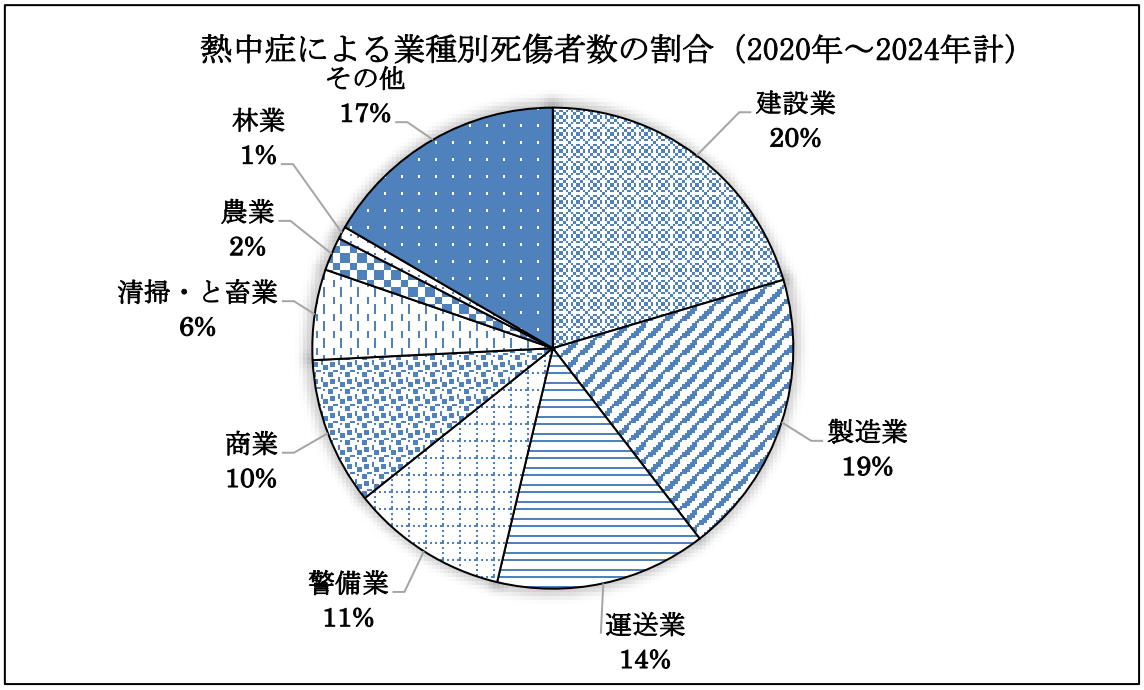
熱中症による業種別死傷者数の割合（2020年～2024年計）
その他
17%
建設業
20%
林業
1%
農業
2%
清掃・と畜業
6%
製造業
19%
商業
10%
警備業
11%
運送業
14%

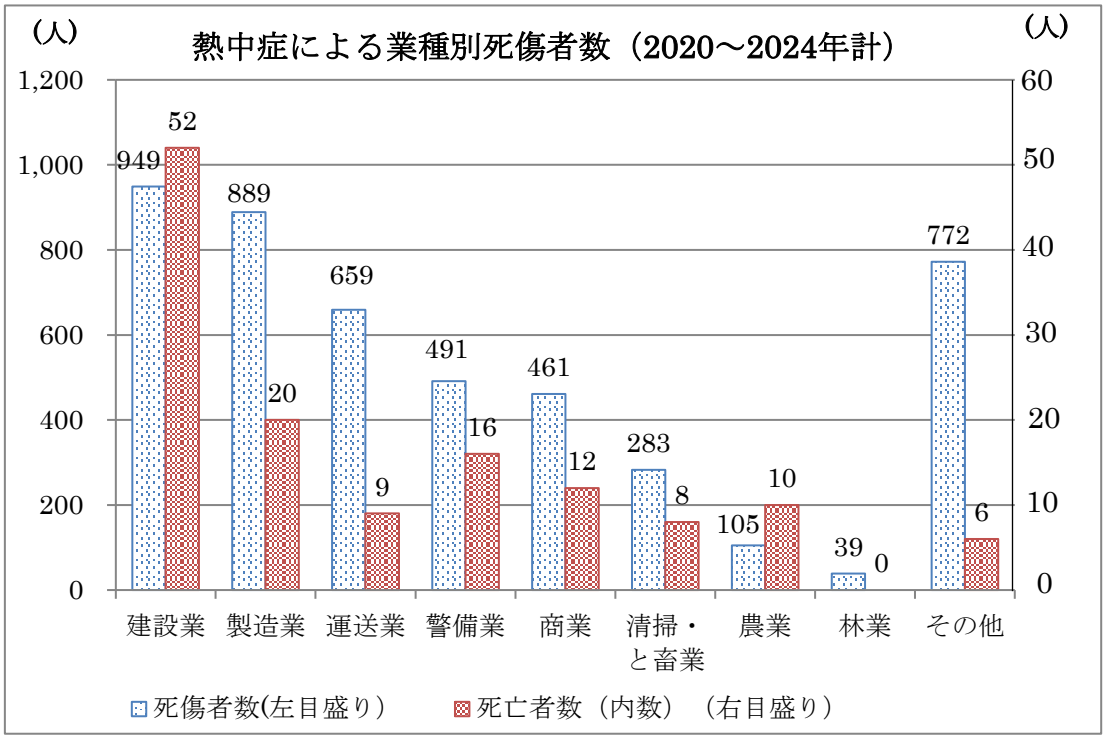
熱中症による業種別死傷者数（2020～2024年計）
(人)
(人)
1,200
1,000
800
600
400
200
0
60
50
40
30
20
10
0
949
52
889
20
659
9
491
16
461
12
283
8
105
10
39
0
772
6
建設業
製造業
運送業
警備業
商業
清掃・と畜業
農業
林業
その他
死傷者数(左目盛り)
死亡者数（内数）（右目盛り）

３　月・時間帯別発生状況（2020～2024 年）

（１）月別発生状況

2020 年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約８割が７月及び８月に発生していた。

熱中症による死傷者数の月別の状況（2020～2024 年）　　（人）

	４月以前	５月	６月	７月	８月	９月	10 月以降	計
2020 年	2 (0)	16 (1)	85 (0)	115 (4)	651 (16)	84 (1)	6 (0)	959 (22)
2021 年	4 (0)	7 (1)	41 (0)	213 (7)	269 (12)	20 (0)	7 (0)	561 (20)
2022 年	2 (0)	14 (0)	184 (10)	291 (9)	280 (10)	46 (1)	10 (0)	827 (30)
2023 年	5 (0)	21 (0)	63 (1)	431 (18)	493 (10)	86 (2)	7 (0)	1,106 (31)
2024 年	2 (0)	17 (0)	54 (0)	561 (17)	408 (12)	151 (1)	2 (0)	1,195 (30)
計	15 (0)	75 (2)	427 (11)	1,611 (55)	2,101 (60)	387 (5)	32 (0)	4,648 (133)

※　2024 年の件数は 2025 年１月７日時点の速報値である。
※　４月以前は１月から４月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。
※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

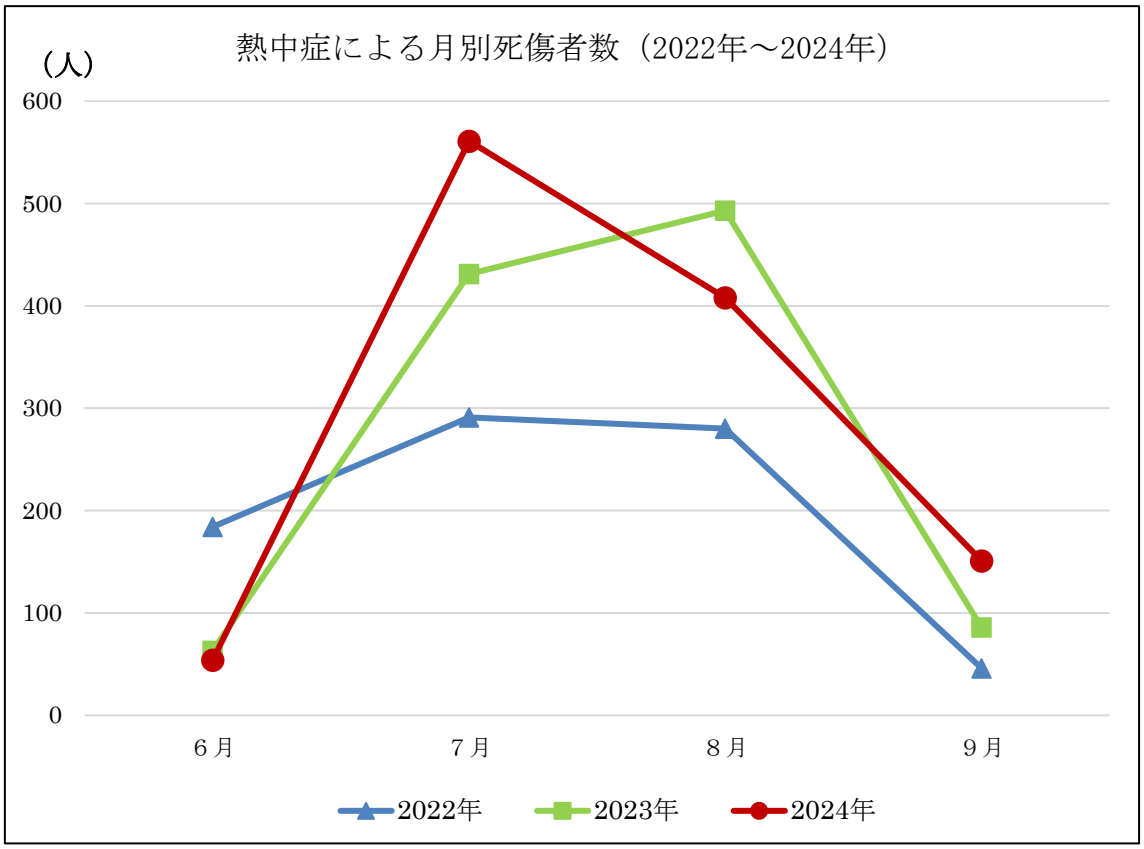
熱中症による月別死傷者数（2022年～2024年）
（人）
600
500
400
300
200
100
0
6月
7月
8月
9月
2022年
2023年
2024年

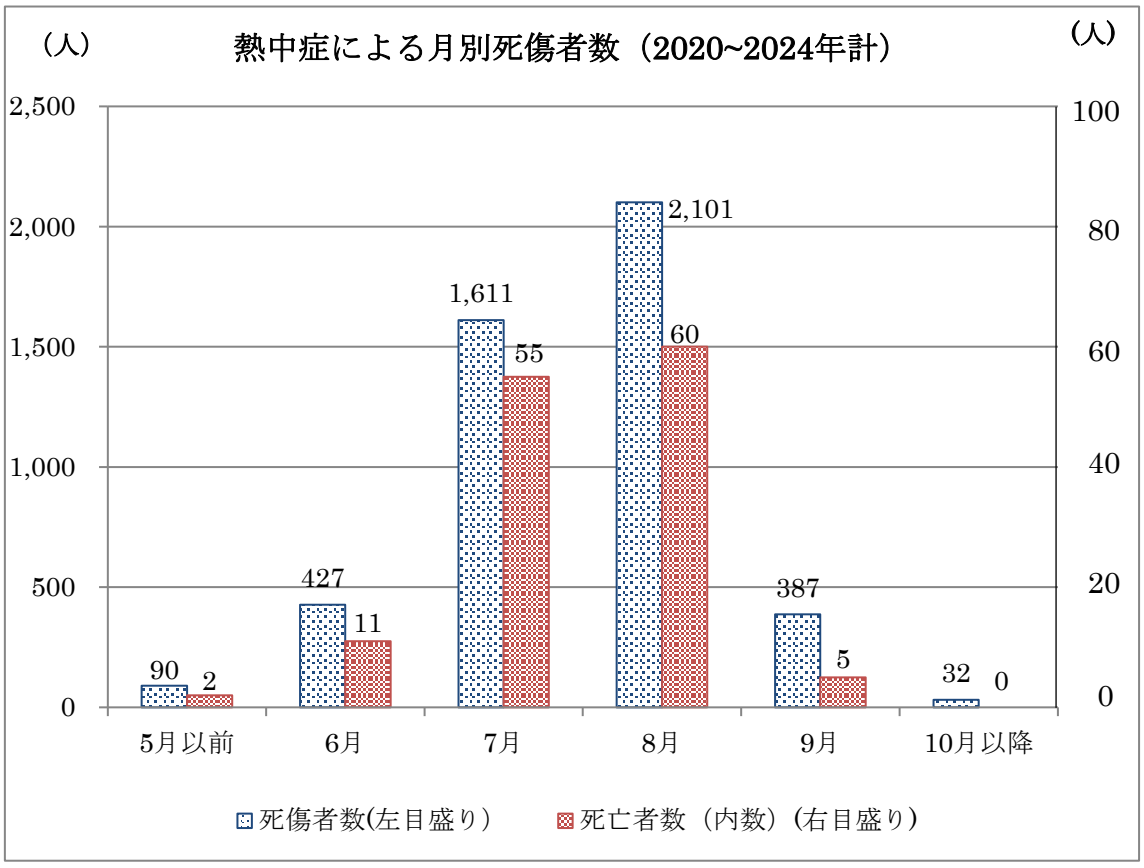
熱中症による月別死傷者数（2020~2024年計）
（人）
（人）
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
100
80
60
40
20
0
90
2
427
11
1,611
55
2,101
60
387
5
32
0
5月以前
6月
7月
8月
9月
10月以降
死傷者数(左目盛り)
死亡者数（内数）(右目盛り)

（２）時間帯別発生状況（2020～2024 年）

2020 年以降の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、15 時台が最も多く、次いで 11 時台が多くなっていた。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見された。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（2020～2024 年）　（人）

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
2020 年	104 (2)	102 (3)	119 (0)	86 (3)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)	959 (22)
2021 年	48 (0)	56 (1)	74 (3)	53 (4)	47 (3)	63 (3)	73 (0)	61 (3)	38 (3)	48 (0)	561 (20)
2022 年	100 (1)	78 (3)	87 (1)	53 (3)	74 (2)	115 (3)	106 (6)	92 (2)	55 (5)	67 (4)	827 (30)
2023 年	143 (4)	118 (2)	155 (6)	104 (1)	72 (0)	124 (5)	123 (2)	105 (1)	76 (8)	86 (2)	1, 106 (31)
2024 年	155 (3)	122 (1)	129 (1)	92 (2)	86 (0)	130 (3)	156 (7)	119 (7)	97 (3)	109 (3)	1, 195 (30)
計	550 (10)	476 (10)	564 (11)	388 (13)	352 (9)	548 (17)	582 (17)	469 (17)	327 (19)	392 (10)	4, 648 (133)

※　2024 年の件数は 2025 年 1 月 7 日時点の速報値である。
※　9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。
※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

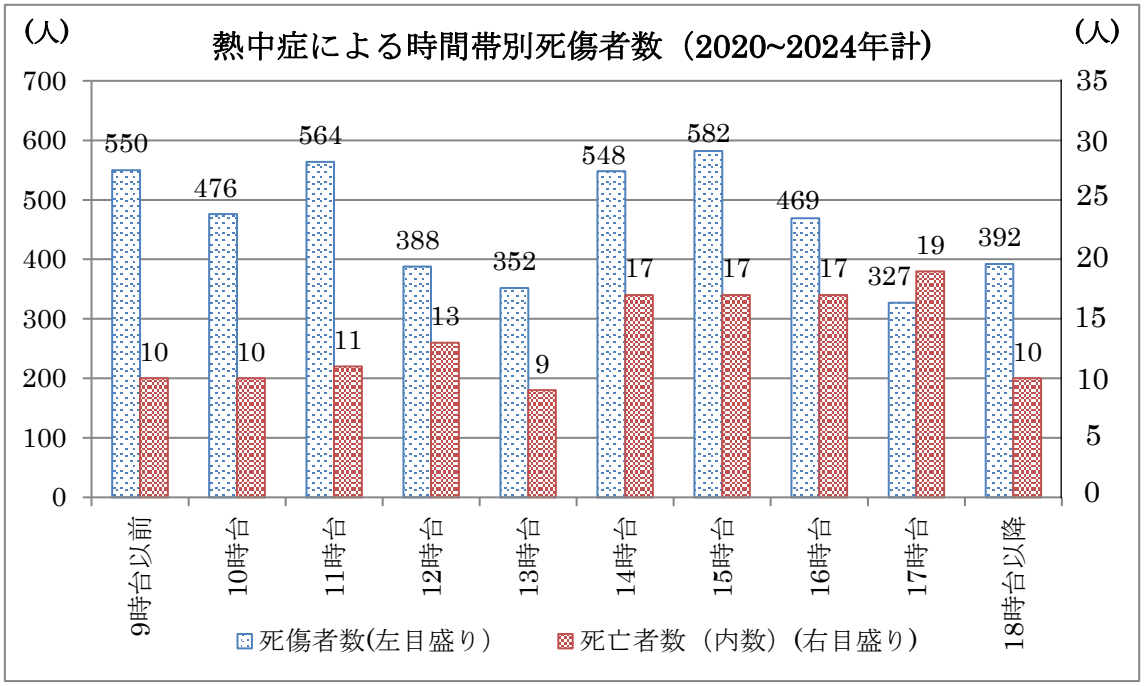

4　年齢別発生状況（2020～2024 年）

2020 年以降の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約５割が 50 歳以上となっていた。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020～2024 年）　（人）

	19 歳以下	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	計
2020 年	24 (0)	54 (0)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	87 (5)	134 (2)	123 (4)	105 (2)	93 (3)	150 (3)	959 (22)
2021 年	12 (1)	46 (0)	25 (0)	41 (0)	36 (2)	53 (2)	69 (3)	65 (3)	70 (4)	58 (1)	86 (4)	561 (20)
2022 年	10 (0)	39 (2)	72 (1)	62 (3)	69 (1)	72 (1)	103 (5)	93 (3)	94 (4)	87 (3)	126 (7)	827 (30)
2023 年	20 (0)	80 (2)	71 (2)	48 (0)	88 (1)	90 (6)	122 (1)	136 (4)	133 (4)	120 (4)	198 (7)	1, 106 (31)
2024 年	17 (0)	65 (1)	88 (0)	67 (0)	85 (1)	103 (4)	106 (4)	156 (4)	168 (8)	129 (3)	211 (5)	1, 195 (30)
計	83 (1)	284 (5)	307 (3)	274 (4)	360 (7)	405 (18)	534 (15)	573 (18)	570 (22)	487 (14)	771 (26)	4, 648 (133)

※　2024 年の件数は 2025 年１月７日時点の速報値である。

※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

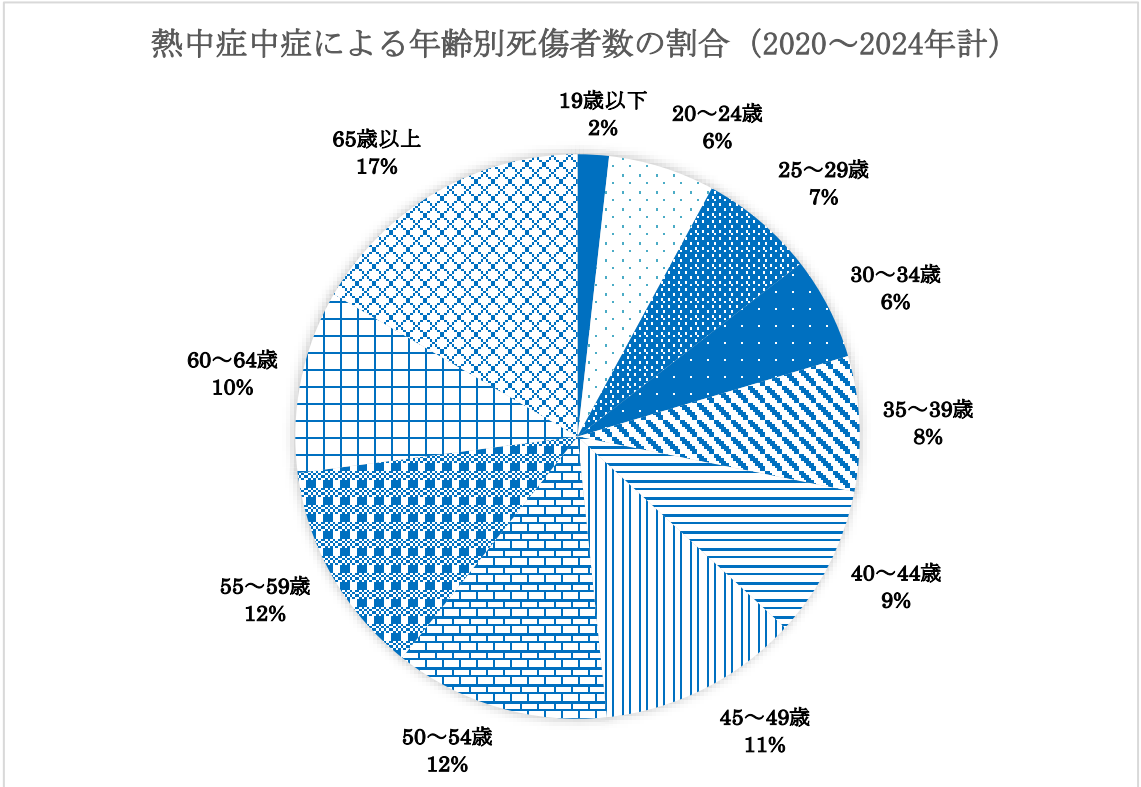

５　2024 年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

・総数は 30 件で、被災者は男性 27 件、女性３件であった。

・発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例が 21 件あった。

・暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が 26 件あった。

・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が 15 件あった。

・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は 18 件あった。

【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	気温（注２）	暑さ指数（WBGT）（注３）	事案の概要
1	7	その他の金属製品製造業	20 歳代	34.6℃	30.5℃	被災者は工場内で作業に従事していたが、14 時頃に体調不良のため早退することとなり、更衣室に向かった。16 時過ぎに同僚が更衣室に入ったとき、倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが死亡した。
2	7	陸上貨物取扱業業	30 歳代	33.2℃	28.9℃	被災者は事業場倉庫内１階で電線ドラムのピッキング作業に従事していた。16 時 30 分頃、倉庫北側ホームを通行中にうつ伏せに転倒し、意識を失い痙攣をおこした。倒れている被災者を発見し救急搬送され、集中治療室で治療を受けるが、翌日に死亡した。
3	7	その他の土木工事業	40 歳代	32.1℃	不明	被災者は９時頃から校庭の土間打ちの作業のため、セメント等の袋を運搬する作業に従事していた。12 時前、休憩室において、被災者が別の労働者に突然殴りかかり、奇声を上げ、その後痙攣を起こしため、救急搬送された。搬送先の病院にて処置が終わり、自宅に帰宅した後、再び痙攣を起こし、別の病院に救急搬送されたが、搬送先の病院で同日に死亡した。

4	7	その他の事業	40歳代	30.8℃	30.9℃	被災者は廃棄物処理施設新設工事現場で、施設の性能試験を行うためのサンプリング作業を行っていた。14時から施設内でサンプリング作業を開始し、16時40分頃から不織布の保護衣、防じんマスクを着用し、約1時間かけてごみのサンプリング作業を終えたところ、体調が悪化し、ろれつが回らなくなったため救急搬送されたが、同日に死亡した。
5	7	産業廃棄物処理業	40歳代	34.0℃	31.4℃	被災者は9時から倉庫内でペットボトルの選別作業を行っていた。適宜休憩を取りながら作業していたが、15時30分頃、作業場所で前のめりになって動かない被災者を発見し、救急搬送されたが、搬送先の病院で6日後に死亡した。
6	7	産業廃棄物処理業	40歳代	不明	不明	被災者はごみ焼却施設の管理を行っており、21時頃まで、粗大ごみ処理施設内の粗大ごみ前処理装置のごみの詰まりをバール等を用いて手作業で取り除く作業を行っていた。業務終了後駐車場に駐車中の自家用車内で休憩をとっていたところ、車内で死亡した。
7	7	農業	40歳代	37.0℃	不明	被災者はねぎを栽培する畑において7時頃から適宜休憩を取りつつ草むしり等を行っていた。作業終了後の17時15分頃に体調が悪くなり、病院へ搬送されたが、11日後に死亡した。
8	7	その他の事業	40歳代	33.4℃	31.9℃	被災者は道路の測量等の業務を行っており、8時頃から測量作業を始めた。11時20分頃、急に気分が悪くなったことから、社用車に乗せられて会社に戻ったうえで水分補給や身体冷却等を行ったが、痙攣したことから救急搬送されたが、発症から18日後に死亡した。
9	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	50歳代	37.℃	31.5℃	被災者は8時30分から、鉄筋の圧接作業に従事していた。15時40分頃、歩行が困難となる等の症状となり、救急搬送されたが、同日に搬送先の病院で死亡した。

10	7	その他の金属製品製造業	50歳代	29.5℃	不明	被災者は工場内にて溶接作業を行っていた。作業中、体調不良となり休憩室にて休憩していたが、改善しなかったため16時過ぎに病院を受診。その後、死亡した。
11	7	新聞販売業	50歳代	30.0℃	27.7℃	被災者は新聞配達業務を行っていたが、5時50分頃マンションの階段踊り場にて倒れていたところを当該マンションの住人に発見された。救急搬送され、翌日死亡した。
12	7	クリーニング業	50歳代	31.0℃	32.3℃	被災者はクリーニング工場で作業中、10時頃体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから保冷剤・経口飲料を渡して横になっていたが、水分補給が難しい状態となったことから12時頃に工場長に病院へ搬送され、入院したが、翌日死亡した。
13	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	50歳代	33.5℃	29.4℃	被災者は建物屋上で防水シート貼付け作業を終日行い、18時頃終業後に忘れ物を取りに屋上へ行った。被災者がしばらく戻らなかったため探しに行ったところ、足場の手すりに寄りかかり意識を失っていた状態で発見され、救急搬送されたが、その後死亡した。
14	7	一般貨物自動車運送業	50歳代	36.0℃	32.9℃	被災者は長距離の貨物輸送を行っており、10トントラックへ建設資材の積み込み作業等を行っていたが、12時45分頃にトラック荷台の荷の上で意識を失って倒れている状態で発見され、その後、救急搬送されたが、7日後に死亡した。
15	7	一般貨物自動車運送業	60歳代	35.7℃	31.1℃	被災者は段ボールの配送業務を行っていた。16時30分頃に配送先から帰社した。その後、22時50分頃に警備会社の労働者が事業場の施錠確認のために定刻の訪問巡視を実施した際、フォークリフト横に仰向けに倒れていた被災者を発見した。救急隊が到着した時点で、死亡していた。

16	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	70歳代	30.8℃	31.1℃	被災者は７時から工事現場で資材の片づけを行っていたところ、作業開始後30分程で倒れ、救急搬送されたが、死亡した。
17	7	電気通信工事業	70歳代	33.1℃	30.5℃	被災者は11時30分頃から工場の天井照明の取替作業をしていたが、13時頃体調が悪くなり冷房の効いた車内で休憩し、会社に熱中症の症状であると連絡をした後、会社まで車を運転して戻り、冷房の効いた車内で休憩をしていたが、14時45分頃意識を失い救急搬送されたが死亡した。
18	8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3℃	33.5℃	被災者は８時から倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業に従事し、15時の休憩時に手の震えや休憩所周囲で座り込む様子が確認された後、屋外へ出て走っていたところ側溝部分で足を取られ転倒した。口から泡を吹きいびきをかいたような状態であったため、救急搬送されたが２日後に死亡した。
19	8	警備業	50歳代	34.4℃	32.6℃	被災者は片側交通規制の交通誘導を行っていた。16時頃当日の業務を終えて自家用車で帰宅していたところ、現場から50mほど先の民家に衝突する交通事故を起こした。意識があったものの救急搬送され、搬送先の病院で同日死亡した。
20	8	造船業	50歳代	32.8℃	30.2℃	被災者は工場敷地内に仮置きされた船体ブロック上で、資材の運搬作業を行っていた。作業中の14時20分頃に突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したもの。
21	8	その他の土木工事業	50歳代	33.5℃	30.2℃	被災者は資材等の片付け作業に従事していたが、16時20分頃に様子がおかしいことに気付いた職長が声掛けをしても返答がなく苦しそうにしていたため、救急搬送されたが、26日後に死亡した。

22	8	警備業	50歳代	33.2℃	32.2℃	被災者は交通誘導業務を行っていたが、15時頃に気分が悪くなり、その場で倒れた。救急搬送され、処置が行われたが、翌日に死亡した。
23	8	パン、菓子製造業	50歳代	35.4℃	32.4℃	被災者は焼き上がったパンを窯から取り出すラインにて常時作業を行っていた。終業時刻である16時頃、事業場内で被災者が倒れているところを他の労働者が発見し、救急搬送されたが、同日17時頃に死亡した。
24	8	地下鉄建設工事業	50歳代	不明	不明	被災者は８時30分からダンプの運転等の作業に従事していた。14時頃に体調不良等の症状を訴えたため、休憩所で休憩し、14時30分頃に作業再開した。作業が終了し、会社に戻り、帰宅するために車両の助手席に乗ったところ、意識を失い、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
25	8	その他の輸送用機械等製造業	60歳代	32.9℃	31.0℃	被災者は自転車の車輪軸を加工するねじ切り機の作業を行っており、17時の勤務終了後、帰宅するため、自転車にて事業場の最寄り駅まで移動したが、駅の駐輪場で自転車にうつ伏せとなって動けなくなっていた状態で発見され、救急搬送されたが、17日後に死亡した。
26	8	その他の建築工事業	60歳代	34.1℃	30.8℃	被災者は屋内の塗装作業を行っていた。15時頃から同僚と別の自動車内で30分ほど休憩し、同僚が被災者の様子を伺ったところ、車内で嘔吐していたため、救急搬送されたが、死亡した。
27	8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6℃	31.5℃	被災者はガスボンベの輸送業務を行っており、12時45分頃、顧客から引き取って来た空のガスボンベ（重量約50kg）を、トラックの荷台からプラットホームへ下ろしていたところ、突然気分が悪くなったことからその場にゆっくりと倒れ込んだため、近くにいた同僚らにより救急搬送されたものの、当日、搬送先の病院において死亡した。

28	8	その他の事業	70歳代	30.9℃	31.3℃	被災者は事務所に出社し、ゴミ出し作業後、事務所から約75メートル離れた土手の草刈り作業を行っていた。13時50分頃、事務所搬入口へつながる農道を走行していたトラック運転手が、土手の上に腹這いになって倒れている被災者を発見。発見時既に意識はなく、消防が現着した時点で心肺停止の状態であり、搬送先の病院で同日に死亡した。
29	8	新聞販売業	80歳代	33.7℃	32.3℃	被災者は朝刊と夕刊の配達業務に従事していた。1時30分頃から３時頃にかけて朝刊の配達を行い、自宅に直帰した。その後、13時30分頃に再度出勤し、夕刊の配達を開始した。15時30分頃、配達エリア内にある公園のベンチで被災者が休んでいるところを通行人が発見し、救急搬送されたが、同日死亡した。
30	9	一般貨物自動車運送業	40歳代	29.6℃	29.8℃	被災者は13時30分頃から取引先工場建屋内において、天井クレーンを用いてトラックへパイプ束を積み込む作業で、トラックの荷台上で玉掛け作業に従事していた。作業終了後にパイプ束の荷締め等しないまま敷地内にトラックを停車させており、16時30分頃に同僚が様子を見に行ったところ、車内で仰向けになっている被災者を発見した。呼びかけるも応答がなく、救急車を呼ぶも、その場で死亡が確認された。

（注１）2025年１月７日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

（注２）現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

（注３）現場での暑さ指数（WBGT）が不明な事例には、調査時に環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数（WBGT）を参考値として示した。

別添6

「令和７年６月１日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の強化について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**２年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約５～６倍。**
・**死亡者の約７割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
（重篤化させない）ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける ▶ 判断する ▶ 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

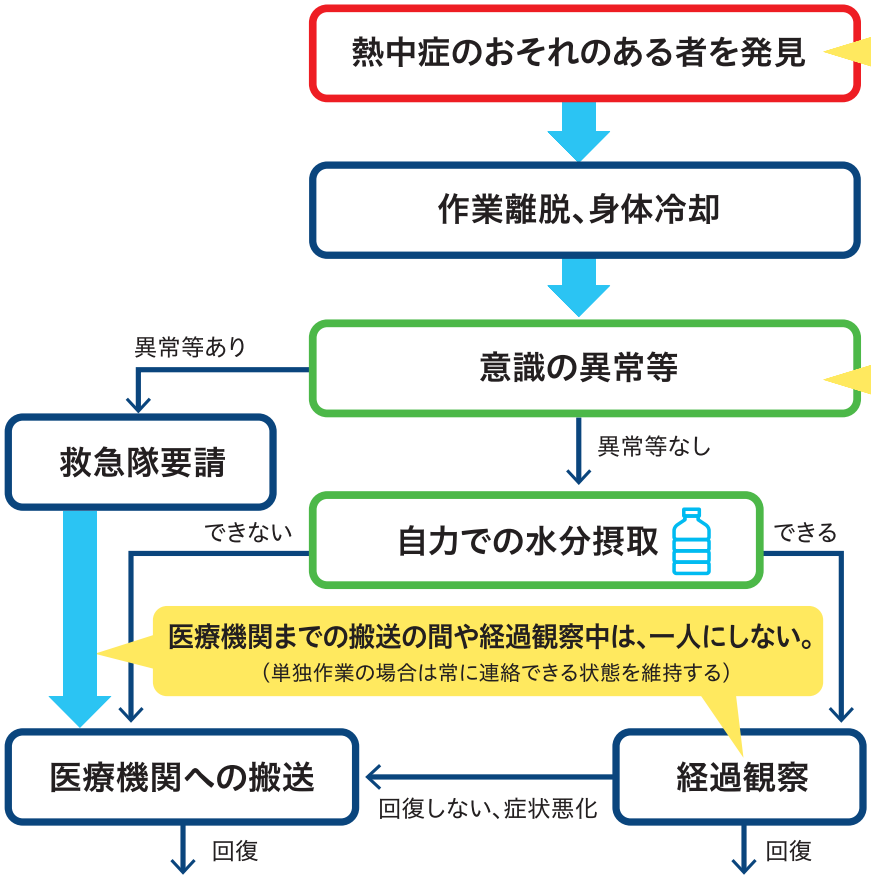

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

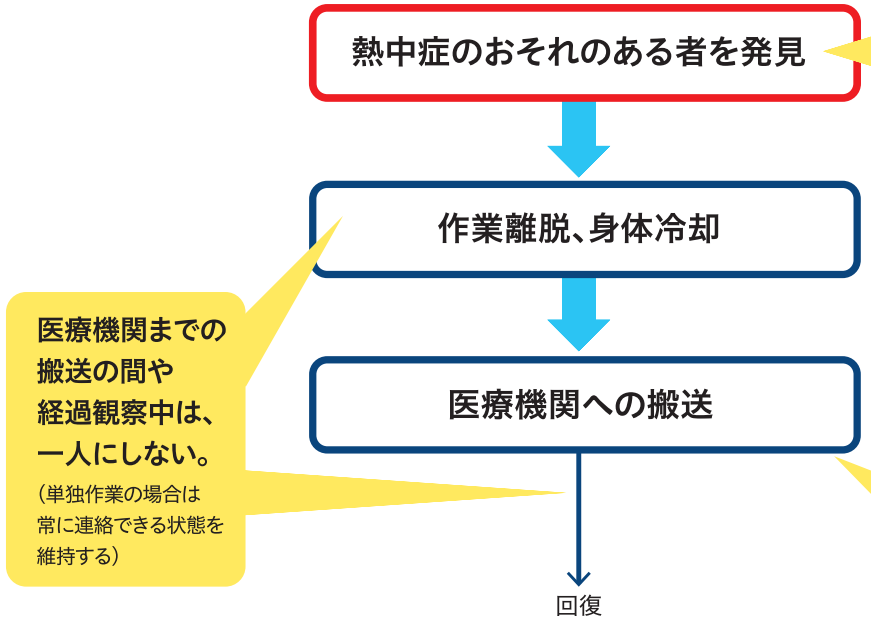

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

別添7

令和７年６月１日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における熱中症対策の強化について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)

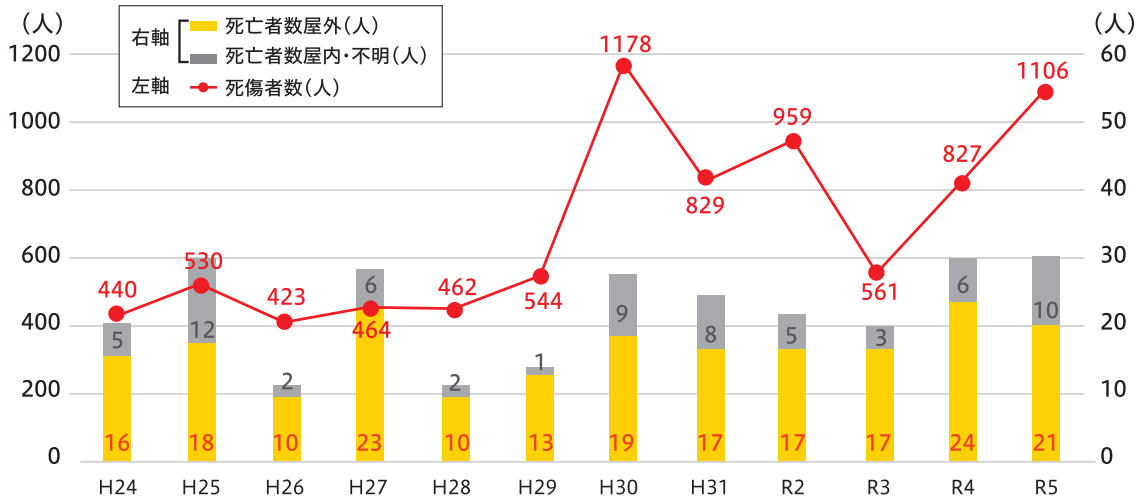

業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業４日以上、死傷者数には死亡者数を含む）

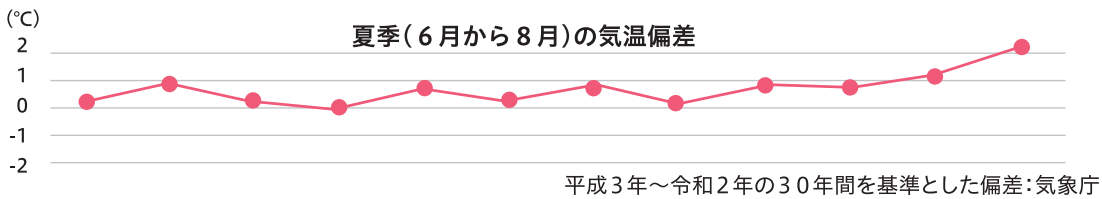

平成３年～令和２年の３０年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**２年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約５～６倍。**
・**死亡者の約７割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果

100件の内容は以下のとおり

(1) 発見の遅れ
重篤化した状態で発見
78件

(2) 異常時の対応の不備
医療機関に搬送しない等
41件

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に
変更すること（表1-1参照）
・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業
に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 ℃	暑熱非順化者のWBGT基準値 ℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業（書く、タイピング等） ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 ［くぎ（釘）打ち、盛土］ ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

（1）WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

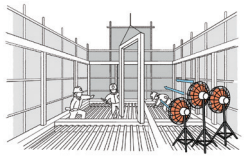

（2）休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。

2 作業管理

（1）作業時間の短縮等

（2）暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

（3）水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

（4）服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

（5）作業中の巡視

3 健康管理

（1）健康診断結果に基づく対応等

（2）日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

（3）労働者の健康状態の確認

（4）身体の状況の確認

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

（1）熱中症の症状

（2）熱中症の予防方法

（3）緊急時の救急処置

（4）熱中症の事例

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

（例）作業員の様子がおかしい…

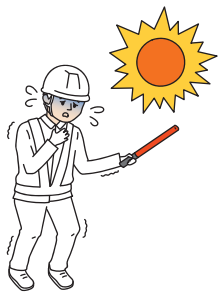

判断する

（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する

（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知

※参考となるフロー図を２つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

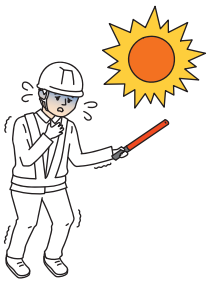

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

異常等あり

異常等なし

救急隊要請

自力での水分摂取

できない

できる

医療機関への搬送

経過観察

回復しない、症状悪化

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は
常に連絡できる状態を維持する）

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

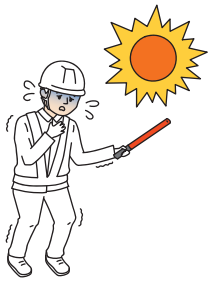

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、
＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は
常に連絡できる状態を維持する）

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

- 手足がつる
- 立ちくらみ・めまい
- 吐き気
- 汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない

これも初期症状

- 何となく体調が悪い
- すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

- イライラしている
- フラフラしている
- 呼びかけに反応しない
- ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例

【朝礼やミーティングでの周知】

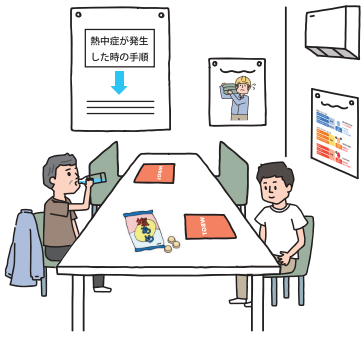

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

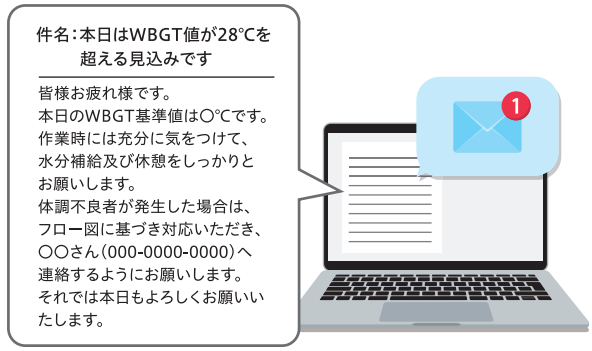

【メールやイントラネットでの通知】

別添８

沖労発基 0430 第５号
令和７年４月 30 日

別記団体の長　殿

沖縄労働局長
（公印省略）

令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」の実施及び職場における熱中症対策の強化について

平素より労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」につきまして、別添１のとおり実施いたしますので、貴団体におかれましても、主唱者の実施事項に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、本年６月１日から施行される改正労働安全衛生規則（職場における熱中症対策の強化）（別添３、４）につきましても会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますようお願いいたします。

○別添１　「令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱
○別添２　「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（リーフレット）
○別添３　「職場における熱中症対策の強化について」（リーフレット）
○別添４　「職場における熱中症対策の強化について」（パンフレット）
○別添５　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移（平成 27（2015）年～令和６（2024）年、休業４日以上）
○別添６　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例（令和６年、休業４日以上）
○別添７　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 27（2015）年～令和６（2024）年総計、休業４日以上）
【参考】　ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

（担当）
沖縄労働局　労働基準部
健康安全課（労働衛生専門官）
電話０９８－８６８－４４０２

別記

一般社団法人沖縄県労働基準協会
建設業労働災害防止協会沖縄県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会沖縄支部
一般社団法人沖縄県警備業協会

別添８

沖労発基 0430 第６号
令和７年４月 30 日

別記団体の長　殿

沖縄労働局長
（公印省略）

令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」の実施及び職場における熱中症対策の強化について

平素より労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」につきまして、別添１のとおり実施いたします。また、本年６月１日から改正労働安全衛生規則（職場における熱中症対策の強化）が施行されます（別添３、４）。

貴団体におかれましては、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

○別添１　「令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱
○別添２　「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（リーフレット）
○別添３　「職場における熱中症対策の強化について」（リーフレット）
○別添４　「職場における熱中症対策の強化について」（パンフレット）
○別添５　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移（平成 27 年～令和６年、休業４日以上）
○別添６　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例（令和６年、休業４日以上）
○別添７　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 27（2015）年～令和６（2024）年総計、休業４日以上）
【参考】　ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

（担当）
沖縄労働局　労働基準部
健康安全課（労働衛生専門官）
電話０９８－８６８－４４０２

別記

一般社団法人沖縄県介護福祉士会
一般社団法人全国介護事業者連盟　沖縄県支部
公益財団法人介護労働安定センター　沖縄支部
全国健康保険協会　沖縄支部
一般社団法人沖縄県磁気探査協会
一般社団法人沖縄県中小建設業協会
一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
一般社団法人日本塗装工業会　沖縄県支部
一般社団法人沖縄県舗装業協会
沖縄県クレーン事業協同組合
沖縄県生コンクリート工業組合
沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県建設事業協同組合
沖縄県電気工事業工業組合
協同組合沖縄県鉄構工業会
西日本圧接業協同組合　沖縄ブロック
一般社団法人日本クレーン協会　沖縄検査事務所
沖縄県解体工事業協会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄基礎工業協同組合
沖縄県左官業組合連合会
沖縄県鳶土工業会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会　沖縄県支部
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
全建総連沖縄県建設ユニオン
一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会
一般社団法人沖縄県歯科医師会
一般社団法人沖縄県生産性本部
一般社団法人沖縄県倉庫協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県木材協会
一般社団法人沖縄港運協会

一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会
一般社団法人日本クレーン協会　沖縄県支部
一般社団法人日本建設機械レンタル協会　沖縄支部
一般社団法人日本コミュニティーガス協会　沖縄支部
一般社団法人日本道路建設業協会　沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会　沖縄検査事務所
一般社団法人日本ボイラ協会　沖縄支部
一般社団法人日本ホテル協会　沖縄支部
沖縄県映画興行協会
沖縄県健康産業協議会
沖縄県港湾協会
沖縄県社会福祉協議会
沖縄県食品産業協議会
公益社団法人沖縄県看護協会
公益社団法人沖縄県工業連合会
公益社団法人全日本病院協会　　沖縄県支部
日本分蜜糖工業会
一般社団法人沖縄県銀行協会
一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会
沖縄経済同友会
沖縄県印刷工業組合
沖縄県美容業生活衛生同業組合
沖縄県保育士・保育所総合支援センター
沖縄県緑化種苗協同組合
沖縄県労働組合総連合
沖縄市管工事協同組合
沖縄税理士会
公益財団法人沖縄県産業振興公社
公益財団法人名護市観光協会
中部電気工事業協同組合
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　沖縄支部　ポリテクセンター沖縄
独立行政法人中小企業基盤整備機構　沖縄事務所
日本労働組合総連合会沖縄県連合会
北部電気工事業協同組合
一般社団法人沖縄県経営者協会

一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
一般社団法人沖縄県食品衛生協会　本部
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
沖縄県社会保険労務士会
沖縄県商工会議所連合会
沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業家同友会
沖縄県中小企業団体中央会
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
公益社団法人沖縄県トラック協会
独立行政法人労働者健康安全機構　沖縄産業保健総合支援センター
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
那覇市管工事協同組合
一般社団法人沖縄県医師会

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

☐ （なし）
何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢**転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）**

職場３分エクササイズ　中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー

☐
作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）**の徹底**

☐
通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）**を確認し、解消**

☐
作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（８%）
➢**適切な通路の設定**
➢**敷地内駐車場の車止めの「見える化」**

☐
作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（８%）
➢**設備、什器等の角の「見える化」**

Before　After

☐
作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

☐
凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢**従業員用通路の除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

☐
作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

☐
水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢**防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工**（★）
➢**隣接エリアまで濡れないよう処置**

☐
雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➢雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」（補助率１/２、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金　中小規模事業場安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業４日以上、令和３年）

転倒災害発生件数の推移

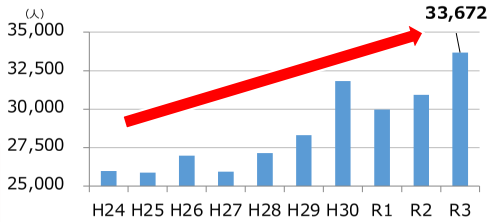

性別・年齢別内訳

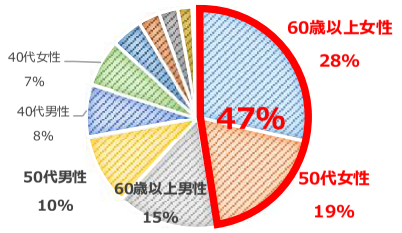

転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸　など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）
47日

転倒したのは・・・

転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型

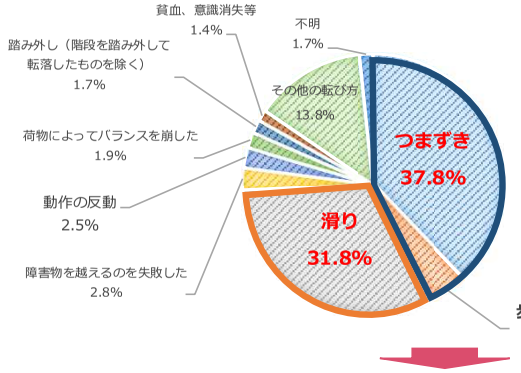

<その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

■ **一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります**
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ **現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも**
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

転びの予防 体力チェック　ロコチェック　内閣府ウェブサイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　（R5）

資料8

エイジフレンドリーガイドライン

資料9

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業４日以上）>

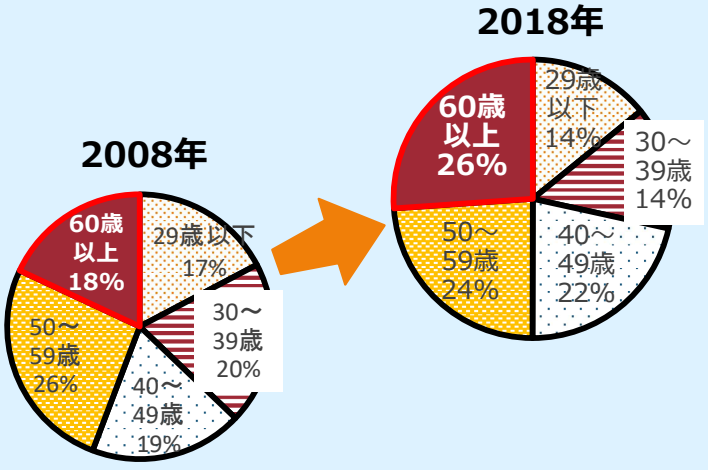

<年齢別・男女別の労働災害発生率　2018年>

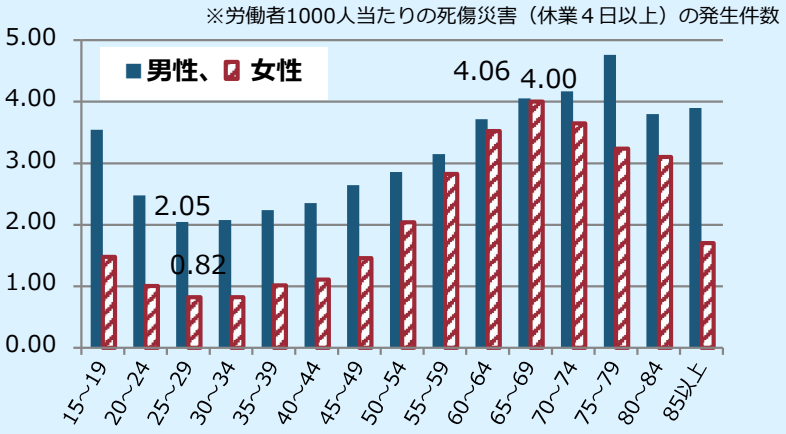

<年齢別の休業見込み期間の長さ>

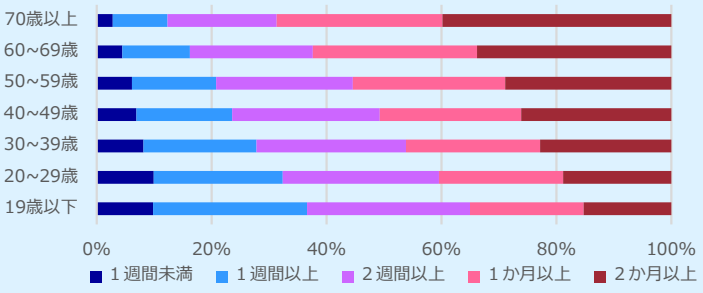

出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要**です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第１号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の１～５について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。

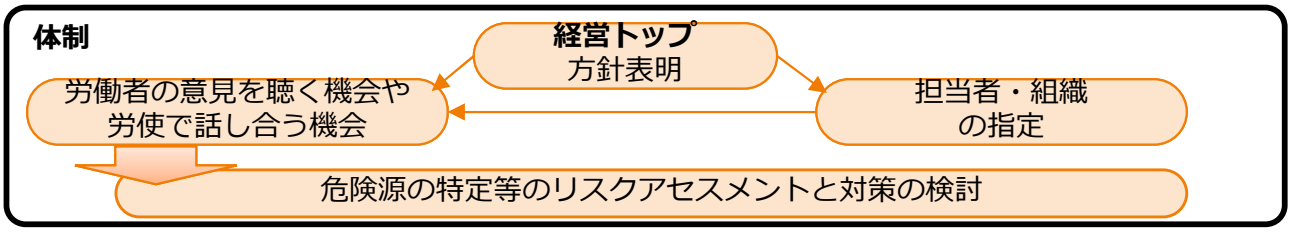

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
人のリスク		メンタルヘルス対策(セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等）
				健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供
				低体力者への体力維持・向上に向けた指導

1　安全衛生管理体制の確立

ア　経営トップによる方針表明と体制整備
- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

❀考慮事項❀
- 高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ　危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、２以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

❀考慮事項❀
- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
  ※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
  ※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
- 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

通路を含め作業場所の照度を確保する

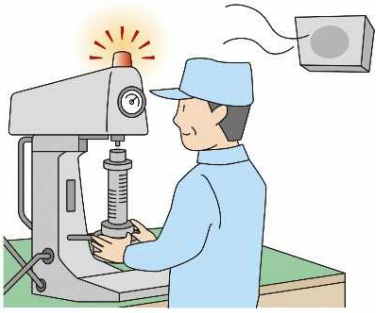

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

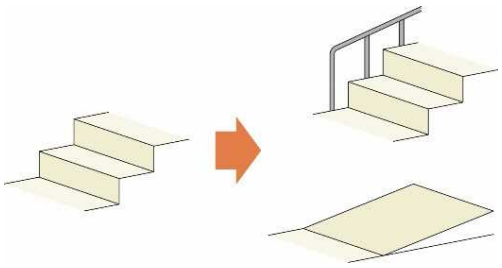

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

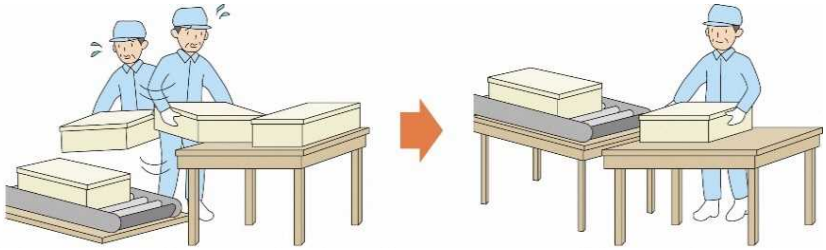

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

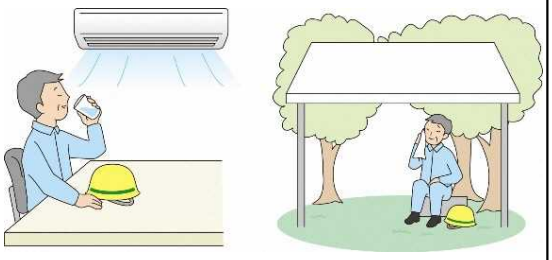

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

防滑靴を利用させる

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

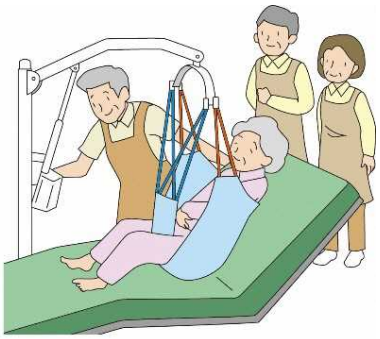

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例
・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する
・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する　等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

<共通的な事項>
・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

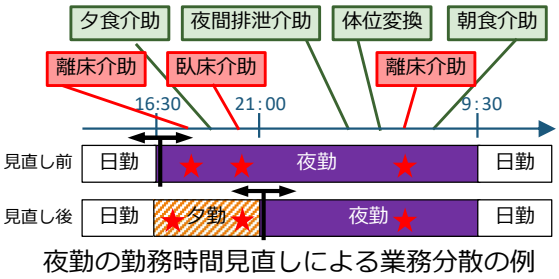

夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

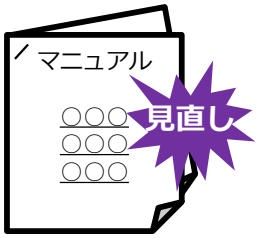

<暑熱な環境への対応>
・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>
・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

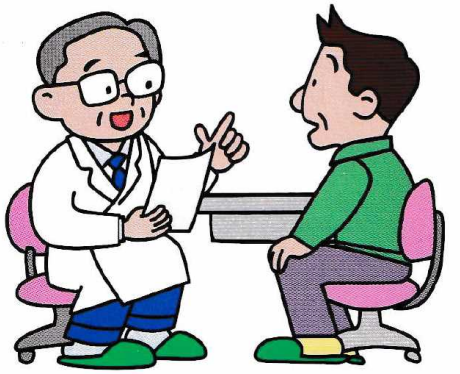

(2)　体力の状況の把握

・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます

・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します

・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します

・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例　詳しい内容は→

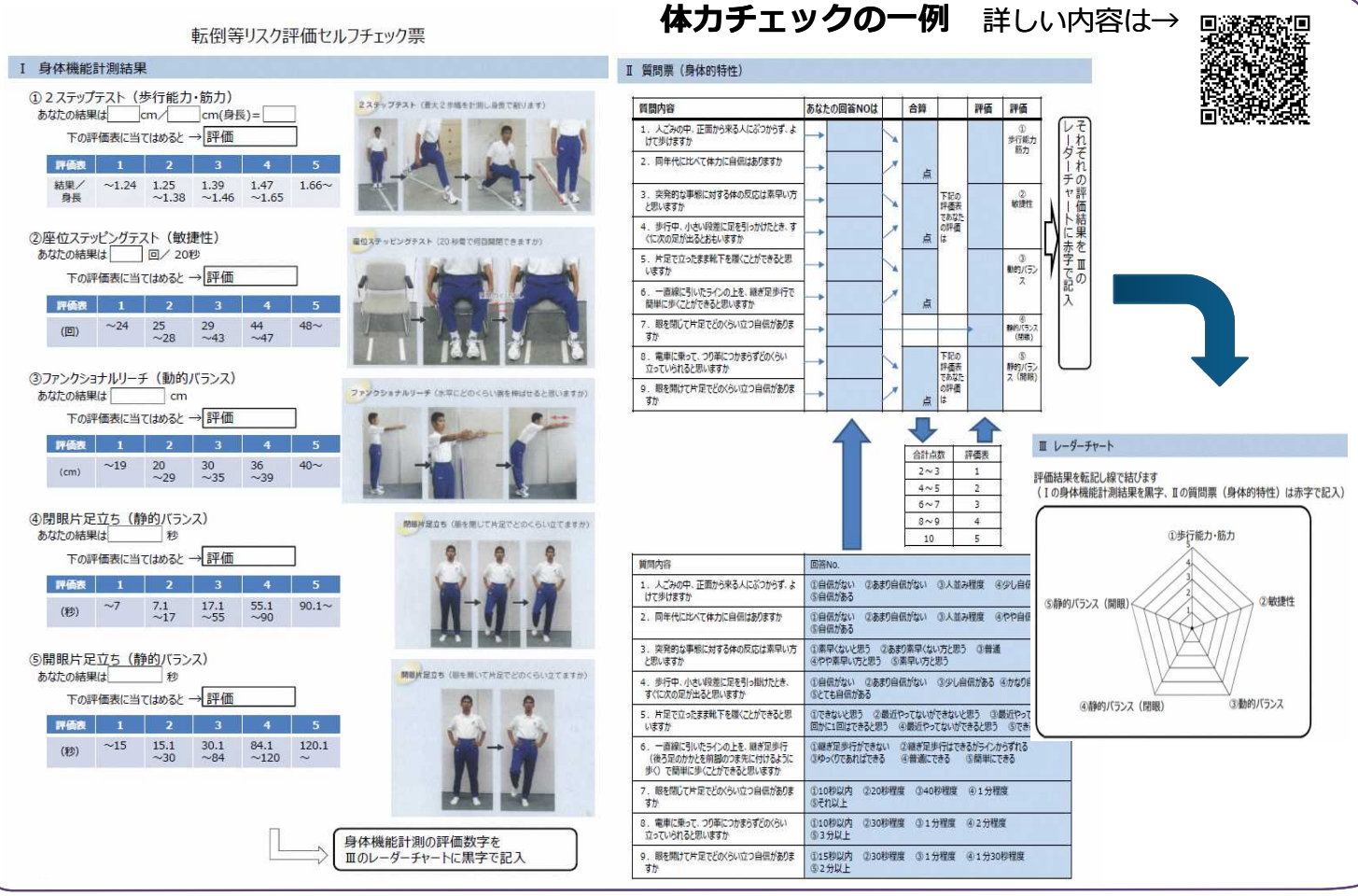

(3)　健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

❀考慮事項❀
・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

❀考慮事項❀
・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

❀対策の例❀
・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒･腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）
他

5　安全衛生教育

(1)　高年齢労働者に対する教育
・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

❀考慮事項❀
・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2)　管理監督者等に対する教育
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- 法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- 日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

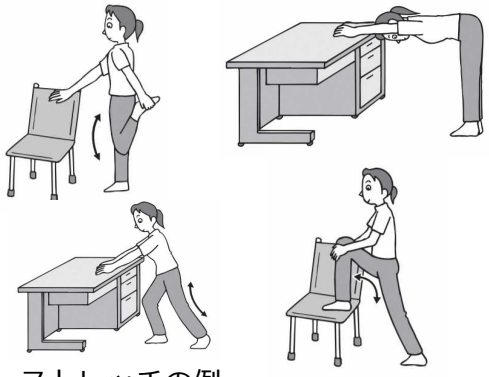

ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

■**厚生労働省ホームページ**
（先進企業）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html
（製造業）　https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html

先進企業　製造業

■**独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ**
http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html

国による支援等（令和５年度）

エイジフレンドリー補助金　申請受付期間（令和５年６月12日～令和５年11月20日）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	（１）労災保険加入している （２）中小企業事業者（定義は次頁参照） （３）**高年齢労働者（６０歳以上）**を常時１名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	（１）労災保険加入している （２）中小企業事業者（定義は次頁参照） （３）労働者を常時１名以上雇用している
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	**１／２**	**３／４**
上限額	**１００万円** （消費税を除く）	**３０万円** （消費税を除く）
注意事項	※２コース併せての上限額は**１００万円**です。２コース併せた申請の場合は、**必ず２コース同時に申請**してください（**月を変えて別々の申請はできません**）。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。 ※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。	

中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	５０人以下	5,０００万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	１００人以下	5,０００万円以下
卸売業	卸売業	１００人以下	１億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	３００人以下	３億円以下

※　労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※　医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場　安全衛生サポート事業　個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が２時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体　問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業等関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】　一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935　　ホームページ：https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
厚生労働省ホームページに掲載しています

（R5. 10）

職場における　労働者が安全に働くために　資料10

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・・国によるGHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
※2・・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3・・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1 SDS及び作業現場の確認　2 リスクアセスメントの実施　3 リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

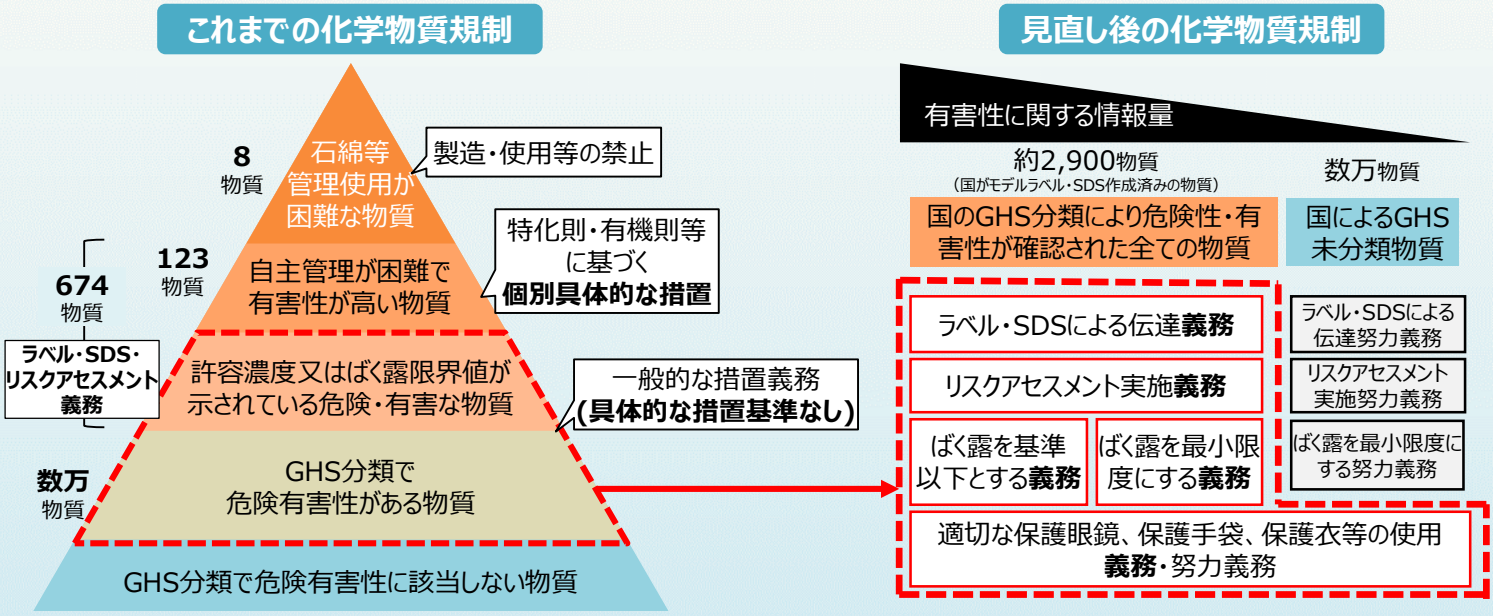

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前	改正後（順次追加後）
674物質	国がGHS分類済 約2900物質 ＋ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分１に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定
左記以外のカテゴリーで区分１に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性のカテゴリーで区分２以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にする**ことが義務付けられます。
さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とする**ことが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるか**を必ず確認しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて行うことが効果的**です。

CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施します。**

代替物質の使用

換気装置等を設置し稼働

作業方法の改善

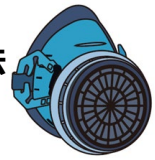

有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※する**ことが義務付けられます。　※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低３年間）保存する**ことが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、３年間保存※する**ことが義務付けられます。　※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、**物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用**させなければなりません。

皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性

皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ **リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管**する場合
- ✓ **自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管**する場合

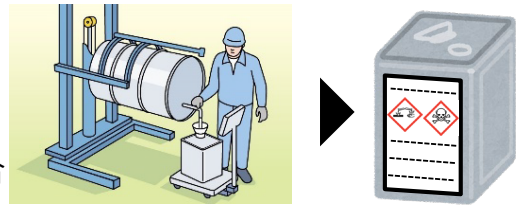

電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。

電子メールの送信

HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】
化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】
ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、**「保護具着用管理責任者」を選任**し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

- リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置
- 健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前	改正後
一部の業種は除外	全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第９	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則 第577条の２ 第577条の３	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則 第594条の２ 第594条の３	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則 第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の２	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②
			医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		
	安衛則 第34条の２の８	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の２の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の２第３項から第５項、第８項、第９項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は５年）		③
			濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は５年）		
実施体制の確立	安衛則 第12条の５	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の６	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇い入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15第１項・第３項、第34条の２の３	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第２項・第３項、第34条の２の５第２項・第３項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第１項、第34条の２の４、第34条の２の６	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
	安衛則 第33条の２	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることをを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

R4.8

令和７年度補助金申請等書類において新たに加わったこと、変更されたこと

※各書類の提出時期、詳細は裏面の「Web登録から補助金交付までの流れ」をご覧ください。

① 申請等書類は全てメールで提出してください。
② １申請１台となります（※複数台申請したい場合は１台ずつ登録申請を分けてください。）。
③「建設業者の詳細情報」の提出（※建設業中小企業者証明書類としてご提出をお願いいたします。）
④ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書の提出（※労働保険料納付証明書類を統一いたしました。）
⑤ 譲渡証明書の提出（※建設機械購入後の所有権移転の証明書類としてご提出をお願いいたします。）

留意事項

以下の項目に該当すると補助金は支出されません。

①「Web登録後（７日以内）に交付申請書類が提出されない」
②「建設業許可なしで登録した」
（「解体工事業登録」〔建設業許可（解体工事業）は未取得〕でWeb登録を行った。）
③「補助金請求書類を提出しなかった」
（交付決定通知書を受理したことで、補助金を受給できると誤解していた。）
④「交付決定前に売買契約を締結した」
（契約締結日が交付決定通知書発出日前で、審査結果を待たずに契約を交わしていた。）
（審査結果を待たずに建設機械の代金の全額又は一部を支払っていた。）
⑤「交付決定内容と契約内容が異なっている」
（申請時の見積金額（本体及び安全装置の仕様含む）が請求書の金額と異なっていた。）
（「一括払い」での申請が、請求では割賦契約（分割払い等）に変更していた。）
（「下取り無し」で申請したが、購入後の補助金請求では「下取り有り」に変更されていた。）
⑥「契約書に所有権に関する記載がない」
（売買契約書に完済後の機械の所有権移転に係る記載がない。）
⑦「補正要請後１ヶ月以上経っても是正しない」
（補助金申請書類、補助金請求書類提出後に事務局より不備を指摘された後、１ヶ月以上経過しても理由なく指摘事項を改善した書類を提出しない。）
ア　見積書に安全装置の名称と金額の記載がない。
イ　割賦払計画書が提出されない、または年度内に完済しない。
ウ　地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和５年度確定・令和６年度概算分）を提出しない。
エ　売買契約書（写し）が提出されない、金額及び安全装置の名称など重要事項の記載がない。
オ　請求書、納品書と領収書に建機の型式、製造番号と安全装置の名称及び金額の記載がない。
カ　領収書（写し）を提出しない。
⑧「その他」
ア　申請者が割賦契約を利用して購入する際に、補助金請求時に「領収書」「完済証明書」等の完済を証明する書類の提出がないもの。
イ　補助金事業以外の支払いとの混合払いがなされていて補助対象額が特定できないもの。
ウ　約束手形、小切手、クレジットカードでの支払で、令和８年２月20日までに支払決済が完了しないもの。

令和7年度

高度安全機械等導入支援補助金

Web登録期間　令和7年 4月10日(木) ～ 令和8年 1月30日(金)まで

※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

(1)中小企業である者
(2)申請時において建設業許可を有して期限内であること
※対象者の詳細は、建災防補助金ホームページをご参照ください。
(https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html)をご確認ください。

補助対象機及び補助額概要

積載形トラッククレーン

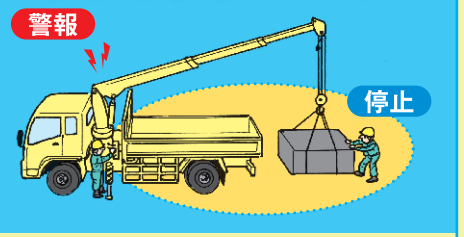

(1)補助金支出基準
構造規格を上回る追加安全措置基準
（過負荷時に警報を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、(一社)日本クレーン協会規格JCAS2209-2024又はJCAS2204-2021に適合するもの）

(2)補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

油圧ショベル　ホイールローダー

締固め用機械

※令和7年度から補助対象機に追加されました!

(1)補助金支出基準
厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの
①動作の停止・減速を伴うもの(「近接センサー」)
または
②複数カメラを有するもの(「監視モニター」)

(2)補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」　500,000円

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。
https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/　補助金　建災防

建災防本部
ホームページ

お問合せ先

建設業労働災害防止協会　高度安全機械導入支援補助金事務センター
住所：〒108-0073　東京都港区三田3-11-36　三田日東ダイビル８階　建災防　高輪分室
電話：03-6275-1085（9:00～16:30※土日祝日を除く）

建設機械等の安全装置
装着ヨシ!

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
建設業労働災害防止協会（略称:建災防）

資料11

Web登録から補助金交付までの流れ

申請手続編（購入前に申請が必要）

1.申請可能種類の確認
対象機械一覧は、建災防ホームページをご覧ください。

↓

2.見積書の取得（＋割賦支払い計画書）
見積書には必ず「建設機械の型番」と「安全装置の名称と金額」を明記してください。

↓

3.Web登録
期間：令和７年４月10日～令和８年１月30日
建災防補助金ホームページから登録をしてください。
１登録１台に限ります。複数台を登録する場合は、１台ずつ分けて登録ください。

↓

4.登録メールの受け取り
Web登録から24時間以内に、担当者メールアドレス宛てに自動で送られます。

↓

5.申請書類の提出　Web登録から７日以内厳守。
右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスはWeb登録メールに記載されています。

↓

審査（約１カ月）（毎月、月末で締切）

↓

交付決定（原則、申請の翌月）

申請書類について（提出書類）

① 令和７年度導入支援補助金交付申請書（様式１）
※ Web登録後に来るメールからダウンロードできます。

② 建設業許可書（写し）

③ 建設業者の詳細情報
※ 「国土交通省　建設業者の詳細情報」からダウンロードしたPDF
https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/

④ 補助対象機械の見積書（写し）
※ 右のページをご覧ください。

⑤ 割賦払い計画書
※ 割賦契約を結ぶ場合のみ。また、支払いが請求書類提出締切までに完済するもののみです。詳しくは、留意事項をご覧ください。

⑥ 誓約書（役員名簿を含む）（様式２）

⑦ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和５年度確定・令和６年度概算分）
※ 右のページをご覧ください。

⑧ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式がJCAS規格に適合する旨の証明書類等
※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。
※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

⑨ その他、建災防が求める資料
※ ①～⑧のみでは審査が難しい場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

補助金請求手続編（購入後に請求が必要）

6.交付決定通知の受け取り
書類提出の翌月にメール（代表者宛て・担当者CCで）通知いたします。

↓

7.申請機械の購入
交付決定通知受領後に購入等した機械のみが補助対象です。

↓

8.補助金請求書類の提出
令和８年２月20日（金）が期限
右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスは、Web登録メールに記載されています。書類の詳細は、建災防補助金ホームページをご覧ください。

↓

書類検査（約１カ月）（毎月、月末で締切）

↓

支給決定

↓

9.補助金の受け取り
口座振込前にメール（代表者宛て・担当者CCで）通知いたします。

補助金請求書類について（提出書類）

⑩ 令和７年度導入支援補助金請求書（様式６）

⑪ 売買契約書（写し）及び割賦契約書
※ 「割賦契約書（写し）」は割賦契約を結ぶ場合のみ必要です。

⑫ 納品書（写し）、請求書（写し）及び領収書（写し）
※ 交付決定通知書受領日以後の日付のもののみが有効です。
※ 「振込受付書」だけでは領収書の代わりになりません。
※ 領収書（写し）は右のページをご覧ください。

⑬ 譲渡証明書

⑭ 製造銘板の写真

⑮ 車検証（写し）（車検を有する場合のみ）

⑯ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号（シリアル番号）に対応するＪＣＡＳ　2209-2024又はＪＣＡＳ　2204-2021準拠ステッカー番号の証明書
※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。
※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

④補助対象機械の見積書（写し）

見積書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B見積書作成日が令和７年４月１日以降ですか？

C建機の型番が明記されていますか？

D安全装置の名称と金額の記載がありますか？

見　積　書

A　　B 令和7年4月20日

有限会社 建災防建設　様

見積金額　：　金 19,800,000 円（消費税含む）

お支払い条件：	納入後現金一括にてお支払い
見積有効期限：	令和7年10月末日

本体及び仕様

目立製小旋回油圧ショベル

C	XP120U-3	1台	￥17,000,000
D	BirdView監視システム	1式	￥1,000,000
		計	￥18,000,000
		消費税(10%)	￥1,800,000
		合計	￥19,800,000

安全建機販売株式会社

（同一でないものは不可）

⑦地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和５年度確定・令和６年度概算分）

納付証明書については、各地方労働局にお問い合わせください。

労働保険料・一般拠出金納付証明願

○○年○○月○○日

労働保険特別会計歳入徴収官
○○労働局長　　殿

所在地：　東京都千代田区霞が関６－４－１
名　称：　有限会社　建災防建設
代表者：　代表取締役　厚生　太郎
担当者：　厚生　次郎
電　話：　０３－０００－０００

下記のとおり、証明書の交付をお願いします。

労働保険番号	都道府県	所掌	基幹番号	ー	枝番号	
目的	・入札参加　・経営審査　・領収書紛失 ○助成金等申請（助成金等の種類：高度安全機械等導入支援補助金　） ・その他（　）					
証明書提出先						
希望する証明の種類（○で囲む）	・未納がないことの証明	対象年度	6年度	1部		
			年度	部		
	・労働保険料等納付済額証明	対象年度	年度	部		
			年度	部		

⑫領収書（写し）

領収書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B領収書作成日が交付決定以降ですか？

C建機の型番及び製造番号が明記されていますか？

D安全装置の名称と金額の記載がありますか？

E建機の金額は見積書の金額と同額ですか？

領　収　書

A　　B 令和7年8月31日

有限会社 建災防建設　様

E
金　額　　金 19,800,000 円
（内消費税　￥1,800,000）

但し

目立製小旋回油圧ショベル

C	XP120U-3	1台	￥17,000,000
D	BirdView監視システム	1式	￥1,000,000
	計		￥18,000,000
	消費税(10%)		￥1,800,000
	合計		￥19,800,000

として

安全建機販売株式会社

※申請書類提出前に当協会補助金ホームページに掲載中の「申請書類の提出チェックシート」で補助金請求前に「補助金請求書類の提出チェックシート」で必ずご確認ください。